

市場經濟移行期の中国における大学入学者選抜

大塚

豊

はじめに

一九九二年十月に開催された十四全大会、つまり中国共産党第十四回全国代表大会において、江沢民総書記は「改革開放と現代化建設のテンポを速め、中国の特色をもつ社会主義事業のさらなる勝利を勝ち取ろう」と題する報告を行い、「社会主義市場経済体制」の確立を提起した。文化大革命終結後の七十年代末から、「四つの現代化」政策および改革・開放政策の下で、徐々に計画経済体制を脱して、市場経済化を進めてきた中国であったが、江沢民報告はその方向が後戻りの可能性のないものであり、将来にわたつての基本的国家方針であることを宣言したものであった。そして、このことは大学入学者選抜にとつても深遠な意義をもつものであった。それまでも大学入学者選抜に関して「国家計画一辺倒」の状態を見直し、地方や各大学の自主性に任せ、さらには市場のメカニズムに委ねる動きがなかつたわけではない。しかし、国家方針として市場経済化が明確になつたことで、そうした動きに拍車がかかつたことは疑う余地がない。市場経済化 (marketization) は「社会主義計画経済から資本主義市場経済へ移行すること」で、価格・貿易の自由化、私有化、非独占化、中央銀行・商業銀行からなる二層銀行制度や証券取引所などの制度の確立、市場経済主体の形成とともに進行する^①と定義されるが、中国の場合、自己矛盾とも見える「社会主義」の形容詞をつけている。その特異性が大学入学者選抜という特定の事象への影響にどう反映しているかを見極めるのはきわめて興味深いテーマである。小論のねらいは、そうした大学入学者選抜をめぐる九〇年代の市場経済への移行期に生じた諸々の変化や採られた種々の改革措置を、市場経済化との関係という観点から再度見直し整理し直して、その特色を浮き彫りにすることである。

ところで、中国の大学入学者選抜に関する内外の先行研究は少なくない。わが国では、本筆者もいくつかの論文をまとめてきたが、九〇年代以降の状況について書かれたものに限れば、日中の専門家の論考をまとめた中島直忠氏の編著や、小川、Herbert、小島、南部、楠山、王麗燕の各氏によるものなどがある^②。中島氏の編著に盛り込まれた論

考は、一般的な高等教育の発展や改革の文脈の中での大学入試の位置づけおよび選抜装置としての大学入試の技術的・方法的改善に考察の焦点がある。小川論文は少数民族という特定集団に限定しているが、Ikebuchi論文、小島論文、王論文も含めて高等教育機会の配分における地域的公平性・平等性の分析に主眼が置かれている。南部論文、楠山論文は小論での考察と時期的に重なるが、入試実施主体の地方分権化も含めて選抜方法多様化の実態が考察の中心になつている。

一方、中国国内での大学入試研究の成果は、中央・地方の公的な大学入試実施関係機関によって編まれた書物や、受験生に対する受験指南的色彩をもつ書籍を含めて、単行書として市販されたものだけでも相当数にのぼり、教育関係雑誌に掲載された論文となると、文字どおり枚挙に遑がないほどである。そうした中でも突出した業績は、一九八七〜九九年の長きにわたつてわが国の大学入試センターに相当する中国考試中心の長であつた楊学為氏による『中国考試改革研究』（北京大学出版社、二〇〇一年刊）、同氏の編著『高考文献（上・下）』（高等教育出版社、二〇〇三年刊）、および同氏を主編集者とする『中国考試史文献集成 第八卷（中華人民共和国）』（高等教育出版社、二〇〇三年刊）であろう。入試実施の責任的地位にあつた当事者として、中国の大学入試の過去と現在について折りに触れて書かれた論考からは多くの示唆を受け、その文献資料集も小論執筆に当たつて活用することができた。

このように内外ですでに発表された大量の刊行物を網羅的に渉獵できたと断言する自信はないが、少なくとも可能な限り収集したものに限つても、それほど多くの先行研究がすでに存在する中で、敢えて小論をまとめようとしたのは、先行研究にはない特色を出し得ると考えたからに他ならない。すなわち、日本国内の先行研究では、上述したような市場経済化との関係という一点に焦点を絞つて論じたものはない。また、中国で発表された諸研究を見ると、入試業務に直接携わつている人々が書いたものはほぼ入試技術の改善方法を論じ、また、入試科目数や合格者判定方法などに関する改革措置の妥当性を検討するといった内容が圧倒的である。高等教育へのアクセスという視点からの論文や、後述する募集定員の拡大が経済に及ぼす影響などを論じた論文も皆無ではなく、小論でも適宜それらに言及し

引用したが、市場経済化の観点から全面的に論じたものは見当たらない。

一、募集定員の決定における市場経済化の影響

1. 新しいタイプの学生の出現

(1) 委託養成学生の受け入れ

委託養成学生、すなわち特定分野の人材を必要とする各行政部門や企業・事業体が大学と直接契約を結び、前者が養成経費を負担した上で、一定数の人材養成を大学に委託する方式が導入されたのは一九八三年であった。同年の新生入生募集規定に明記され、⁽⁵⁾ 実際同年に入学した委託養成学生は三二〇〇人であり、翌八四年には一万一〇〇〇人余りに増えた。⁽⁶⁾ 「高等教育機関の管理体制の重要な改革措置」と見なされた委託養成学生に関して、八四年六月には、教育部、国家計画委員会、財政部が共同で「高等教育機関の委託養成学生の受け入れに関する試行規則」を公布した。⁽⁷⁾ 委託養成に要する経費の負担に関して、基本建設投資と呼ばれる施設・設備関連の経費と経常費のいずれもが養成を委託する機関によつて負担されることが原則となっていた。経常費に関して、年間の学生一人当たりの基準として示された額は、工学、医薬、芸術系の高等教育機関では一〇〇〇〜一三〇〇元、農林、理科（師範大学の理科を含む）、体育系が九〇〇〜一二〇〇元、文科、財政・経済、政治・法律系が七〇〇〜一〇〇〇元というものであった。⁽⁸⁾ 以来、多くの高等教育機関がこの方法を実行するようになり、翌八五年には全国の高等教育機関が受け入れた委託養成学生は五万人となり、これは同年の入学者総数の約一〇%に相当するものであった。⁽⁹⁾

このように特別な扱いを要する委託養成学生が増えたことから、彼らを対象として、国家教育委員会は八六年一月十一日に「普通高等教育機関の受け入れた委託養成学生の管理に関する暫定規定」を公布した。同規定には、「委託

養成学生は国家計画に基づいて受け入れられた学生と比べれば、単に養成費用の出所と卒業生の（社会への）送り出し方式が異なるのみである。従つて、学生管理工作に関する国の各種規定は原則的に委託養成学生にも適用される」と記された。また、委託養成学生は全国统一入試の受験生の中から優秀な者を選んで入学許可し、一般に省・自治区・直轄市を範囲として募集すべきであるとされた。そして、委託養成学生の受け入れによつて、全体としての学生の質が下がる可能性があることから、募集の範囲を省レベルの下の行政区画にすることを禁じるとともに、合否判定基準を下げてはならないことが明記された。但し、「農場、牧場、生産建設兵団、林業地区、林区、鉱山区、基地、油田、野外地質隊、水力発電所の施工機関、三線地区^①に属する国防科学技術工業関連の企業・事業体、都市・農村の集団所有制企業・事業体、個人経営企業や山間部・辺境地区・少数民族居住地区」が養成を委託するケースについては、学生募集の地理的範囲を別途決めたり、省で定めた合格最低点を超える得点者で定員を満たさない場合には若干点数の低い者でも合格させたりすることが可能とされた。若者に人気がない職場や、通常の状態では人材を集めにくい機関や地域、さらに国防・科学技術・工業上の要請から内陸の奥地に設置された企業・事業所が人材を集める上での便宜を図つたものである。さらに、この暫定規定では、委託養成学生の卒業後の義務的な勤務年数を五年（見習い期間を含まない）とし、最長でも八年を越えないことと定められた。^②

（2）自費学生の受け入れ

上記の委託養成学生に加えて、学費をまったく個人が自弁する自費学生も入学するようになる。こうした自費学生については、委託養成学生と異なり、一九八三年の新入生募集規定には当該の規定が見られない。^③また、翌八四年一月に開催された学生募集会議でも、委託養成は議題となつたのに対して、自費学生の受け入れ問題は取り上げられなかつた。^④自費学生の受け入れを公認することは委託養成学生よりも遅れたのである。社会主義計画経済体制の下での無償制へのこだわりが働いたものと思われる。公文書の中で自費学生の受け入れが最初に認められたのは、一九八五

年五月二十七日に公布された「教育体制改革に関する決定」においてであり、同決定には「国家計画以外に、少数の私費学生を募集してもよい。学生は一定額の育成費（原語は「培養費」）を払うべきである。卒業後は、大学の推薦をうけて就職してもよいし、自分で職をさがしてもよい」との記述が見られる。¹⁵⁾「当時、自費生は各高等教育機関における募集定員の三%とし、合格最低点を下回ること二〇点以内の場合に入学許可すること」とされた。¹⁶⁾それから二年後の一九八七年四月二十一日に公布された「普通高等教育機関学生募集暫定条例」には、募集する学生の種類として、「国家任務、雇用機関による委託養成、自費生の三種類」が明記されている。但し、自費学生に限って、その募集計画、管理、選抜、就業などに関する明確な規定が国家教育委員会、人事部、国家計画委員会、公安部、商業部の関係五省庁連合で出されたのもつと遅く、一九九〇年になってからであった。¹⁷⁾

この自費学生に関する規定には、「自費学生といえども国の学生募集計画の一部分である」とされ、各高等教育機関は国の定めた募集定員総数の中で自費学生に割り当てる比率を決定し、予め当局の認可を得なければならぬことになっている（第四条）。また、各関係行政部門や高等教育機関は「毎年四月三十日以前に自費学生を募集する専攻、募集人数、授業料徴収額などを公表する義務」（第七条）がある。さらに、自費学生の合否判定は国家任務の学生、委託養成学生の合否判定後に実施されるが、その際、統一入試の全体の成績と自費学生の募集定員とに照らして自費学生のための合格最低点が決められ、「一般に国家任務の学生より二〇点を下回らないこと」と規定された（第八条）。この他、自費学生の合否判定の方法などは省・自治区・直轄市の学生募集委員会で各々の具体的な状況に基づいて決定すること（第九条）、学費徴収の基準は「国家任務の学生の教育に必要な経常費を上回らず、その八〇%を下回らないこと」とするが、条件の整った省・自治区・直轄市では減額も可能（第十八条）とされた。なお、九〇年代末に至ると、戸籍制度と食料配給制度に関してすでに相当の自由化が進んだことを見て取れるが、九〇年公布の同規定では、農村人口の都市への流入を防ぐ措置として、農村出身の自費学生が農村の戸籍や食糧配給関係を都市のそれに変えることを禁じている（第十六条）。この条件が存在するがゆえに、委託養成の場合には農村戸籍や食糧配給関係を

変更できることから、同形式をとつて農村出身の学生を受け入れることが一部で行われたが、この委託養成形式で受け入れられた学生の実態は自費生である場合が多く、基本的に学生本人が学費を払つていたのである。¹⁸⁾

自費生受け入れの具体的方法は、省や各高等教育機関でかなり独自に決定できたことを見て取れるが、具体的な事例として大連海運学院では、次のような状況が見られた。まず授業料徴収額は、国が学生一人当たり支出する経費基準に照らして、九〇年の時点で、本科生であれば、毎年一七〇〇元、専科生は一四〇〇元を自費生から徴収している（八九年の国の基準は自費本科生が年間二五〇〇元、自費専科生が二〇〇〇元）。この額には宿舍費、医療費、食費、被服費、教材費などは含まれていない。自費生の受け入れについては、統一入試の合格最低点が公表された後、自らの入試得点がこれに届かなかつた受験生が、次に自費生として入学許可されることを申請し直し、試験場が置かれた地区で所定の手続きを行つてはじめて当該受験生の関係書類が受け入れ大学へ送られるという仕組みであつた。八八年に全国で受け入れられた自費生は、一般に正規の合格最低点より三〇点前後低い者たちであつた。遼寧省では当初五〇点下げることを行つてしたが、合否判定の過程で、自費生への応募者が各高等教育機関の自費生受け入れ予定数よりも多く、実際には理工系の高専教育機関では正規の合格最低点より三〇点低い得点、具体的には（理工系の満点七一〇点に対して）本科では四四六点、専科では四三五点で入学の資格があるということになつた。自費生としての合格が決定した後、受け入れ校から学生本人に入学手続きの通知が送られ、父母と学生がこの通知に基づき、受け入れ校との間で自費入学する旨の契約書に署名を行つた。その後、受け入れ校は授業料納入の領収書と契約書を確認して登録手続きを行い、正式の入学通知書を送るといふ手順がとられた。¹⁹⁾

(3) 現職幹部および現職教員の受け入れ

委託養成学生や自費学生など、新しく加わつた種類の学生が新入生全体の中でどれほどの比率を占めたかを示したのが図一である。図一にある幹部・教員というカテゴリーは、この時期に新たに入学許可されるようになった種類の

学生であり、現職幹部ならびに現職中等教員の研修を目的とする措置であった。

幹部専修科は共産党中央が発した幹部教育強化の方針に基づいて、一九八〇年に普通高等教育機関に開設されたものであり、一九八三年には三万人が入学許可され、八四年は三万六〇〇〇人の募集計画が立てられた。⁽²⁰⁾これとは別に、中等学校の現職教員の質的向上を図るため、八四年から普通高等教育機関の入学定員の一万人を割いて、中等教員のための本科・専科クラスが開設されることになった。修業年限は二年間で、それぞれ既習の課程に上乘せする形で専科、本科卒業の水準に到達させることをねらったものであった。⁽²¹⁾

これら現職の幹部や教員の研修を目的とした新カテゴリーのうち、幹部研修科の入学定員は当初、「各省・自治区・直辖市および中央各省市所管校の定員の一〇%以下とする」⁽²²⁾ことが定められていた。幹部専修科の入学定員が全体の募集定員に占める比率を上げすぎると高級中学卒業生の受け入れを圧迫することになるからであった。しかし、実際には一九八四年の幹部専修科の入学者は四万人を上回った。⁽²³⁾八四年には「高等教育機関が幹部専修科を本来のキャンパス外に設ける新形式が現れ、高等教育機関が教員を出し、幹部の所属する行政部門が経費と場所を提供することで校舎不足の

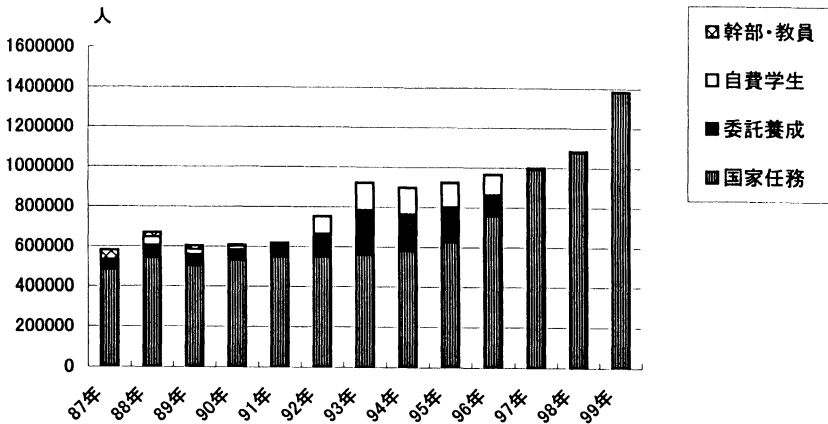


図1. 資格別入学者数の変遷

(出所)『中国教育統計年鑑』各年版の該当統計数字により筆者作成

矛盾を一応解決した」こと²⁶から、幹部専修科の学生募集数の増加の幅がいつそう大きくなったのである。八五年の「幹部専修科の入学定員は八万七〇〇〇人と計画され、そのうち三万人は当該大学のキャンパス外で授業を受けるもの」とされた。そもそも幹部専修科を設け始めたのは、「当時の幹部の基礎学力不足を補う緊急措置」であつたが、「社会の中の学歴追求の風潮に押されて、幹部専修科の規模は次第に拡張し、一九八五年には普通専科学校の学生募集数の一五・九%に相当するまでになった。これでは職場を離れて学習に専念する（原語は「脱産学習」）幹部の比率が高くなり、国の財政負担も増えて、高等教育機関の施設、教員への負担が大きくなりすぎる。従つて、八六年からは幹部専修科の縮減が図られることになつた」²⁷のである。かくして、幹部専修科への入学者は八七年二万一八一三人、八八年一万六六八八人、八九年七七七九人、九〇年四一〇〇〇人と減少していき、九一年以降は公表される統計に載らなくなつてしまふのである。一方の現職教員の研修クラスは幹部専修科ほどの一時的急増はなく、八七年に六五二二人、八八年に四六九八人、八九年に三二四三人、九〇年に三〇八五人がそれぞれ受け入れられ、その後も毎年二〇〇〇人前後が入学している。

2. 委託養成学生・自費生急増の矛盾

さて、上述したように、委託養成学生については、一九八三年から受け入れられており、自費学生についても「教育体制改革に関する決定」の中で公認された八五年以降、実際に入学したものと思われる。しかし、委託養成学生については、中国で公表された各種統計資料の中に八六年の利用可能なデータがなく、自費学生については八七年以前のデータが利用可能でないという制約がある。ともあれ、これらの学生が八〇年代半ば以降、全入学者の少なくとも一割以上を占めていたことは、きわめて高い確度で推測しうる。また、図1に見られるように、とりわけ九〇年代前半の入学者の急増分はほぼ委託養成学生と自費学生によつて占められていたと言つても過言ではなからう。これら二種類の学生が新入生全体に占める比率は、九一年一一・一%、九二年二六・七%、九三年三九・〇%、九四年

三五・二%、九五年三三・一%であつた。しかしながら、急激な学生数の増加は突出した問題情況を生んだ。それは投入される経費が限られていることから、施設・設備の面から見た教育条件が以前よりも劣悪になってきたことである。こうした教育条件の悪化について、『人民日報』に載つた記事が以下の事実を明らかにしている。⁽²⁸⁾

九二年の普通高等教育機関の予算の中で土地・建物のための予算および人件費を除いた「公用費」と呼ばれる部分が占める比率は、九一年に比べて一一・九六%増加したが、そのうち地方高等教育機関分の伸びは二%に留まる。物価上昇を考慮に入れると、在籍者が六・九%増加したのに対して、「公用費」は増加していないばかりか、減少したとさえ言えるのである。一九九三年の全国の高等教育機関の新設校舎面積の対前年比の伸び率は五・六%であつたのに対して、新入生数の増加率は二二・五%、在校生数の増加率は二六・一%で、学生一人当たり校舎面積は前年比で四・三平方メートル減少したことになる。かくして数年前に数量的な増大を抑え、質的な充実を図ることが唱えられた時期に提出された校舎面積に関する最低要求を満たしていない高等教育機関が一%を占めたのであり、その多くは地方の高等教育機関であつた。このように弱い部分にしわ寄せが来ていることが見て取れるのである。また、全寮制を原則とする中国の大学では、学生宿舍の面積がしばしば学生定員決定において絶対的役割を果たす。国が定めた学生一人当たりの宿舍面積基準は六・五平方メートルだが、一九九三年の全国の高等教育機関における平均面積は六・二平方メートルと基準を下回つており、前年比で〇・五平方メートル下がつたのである。

こうした教育条件の悪化以外にも、学生数急増の陰で起こつた問題状況として、とくに「一九九二年に至つて、自費生の占める比率は膨張し、委託養成といひながら実は自費生であつたといつたことが多く起こり、公平性の原則に反する事態が生じた」⁽²⁹⁾ことがある。大学によつては「国が定めた学生募集の任務を拒絶したり、勝手に定員を減らしたりした上、国の投資によつて作られた学生募集能力を活用して、委託養成の学生を受け入れる」⁽³⁰⁾といった現象が起こつた。また、学生を送り込む行政機関や企業・事業体も「委託養成制度を悪用して、当該機関関係者の子女で進学できないでいる者の救済策とした。また、自費生に關しても、違法現象が数多く発生した。一部の地域は国の許可を得る

ことなく、勝手に所定の合格最低点より二〇点上低い者も合格にし、社会に「金で点数を買うことができる」といった誤解を生じさせることになった⁽²²⁾のである。

図2および図3は一九九二年における省別の委託養成学生および自費学生の募集計画ならびに実際に入学許可された者の人数を示したものである⁽²³⁾。ここに見られるように、幾つかの省では国が定めた募集計画(「国家任務」による募集と呼ばれるもの)を超えて委託養成学生や自費学生を入学させたことが分か

■ 委託(計画) ■ 委託(入学)

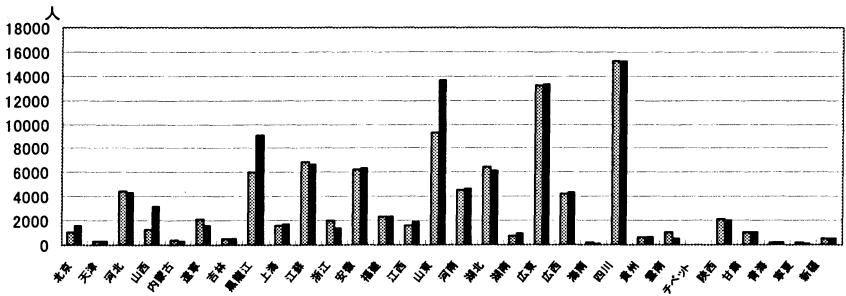


図2. 1992年省別委託養成学生 (計画数/入学実数)

■ 自費(計画) ■ 自費(入学)

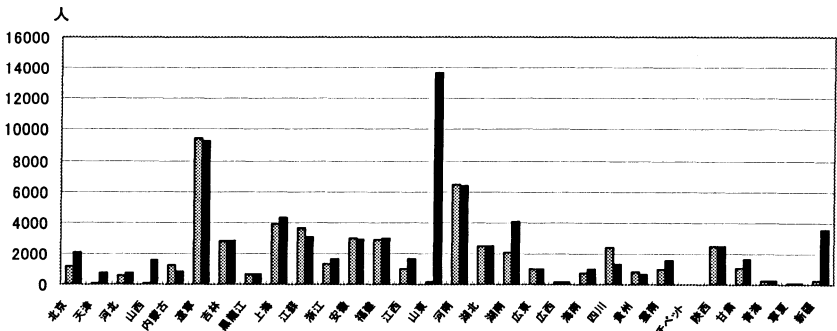


図3. 1992年省別自費学生 (計画数/入学実数)

(出所) 図2および図3は国家教育委员会高校学生司・中国高等教育学会高校招生研究会編『1992年普通高等学校招生年鑑』人民教育出版社、1993年、160～161頁より筆者作成。

る。とくに山東省は顕著であり、委託養成学生については計画数九二八三人に対して入学者実数一万三六三三人を数え、自費学生については計画数一八五人に対して入学者実数は一万三六六六人の多数に上った。⁽²⁴⁾ 山東省は「国家任務」として入学許可された者の数も一九九二年には三万七五八八人と全国の省の中で最多であり、一省だけで九〇〇〇万人前後にものぼる総人口を擁することから元来多くの受験生を抱える省の一つである。⁽²⁵⁾ そうした省では進学ニーズは高く、一人でも多くの定員が国によって配分されることが望まれ、条件が整えば、委託養成であれ、自費生であれ、一人でも多くの者の進学が望まれていると考えることができる。省・直轄市・自治区別の受験者数が『中国教育統計年鑑』で公表され一般に利用可能になるのは一九九八年版以降である。ここで問題にしているそれ以前の時期における合格難易度を推測する方法として、例えば、一九八九年の統計に着目し、いくつかの省・市における高等教育機関入学者数を高級中学卒業生で除した数値を見てみると、北京市〇・五七、上海市〇・五三、山東省〇・二四、河北省〇・二六、湖南省〇・一八、河南省〇・一八、四川省〇・二四となる。⁽²⁶⁾ 湖南、河南、山東、四川といった省は北京市や上海市に比べて入学定員の配分を低く抑えられ、もともと受験生にとつて進学しにくい地方であった。しかし、定員配分が抑えられていたとはいっても、九二年に「国家任務」として入学許可された者が三万人を越えた河北、遼寧、江蘇、山東、河南、四川の六省を取り上げ、その国家任務、委託養成、自費の各学生種別に入学者数を示したのが

表 1. 6省における省別・学生種別入学者数 (1992年)

省	国家任務 (A) 人	委託養成 (B) 人	B ÷ A (%)	自費学生 (C) 人	C ÷ A (%)
河北	33818	4391	12.98	734	2.17
遼寧	31744	1627	5.12	9322	29.37
江蘇	34337	6665	19.41	3050	8.88
山東	37588	13633	36.27	13666	36.36
河南	30288	4682	15.46	6350	20.97
四川	33619	15222	45.28	1315	3.91

(出所) 国家教育委員会高校学生司・中国高等教育学会高校招生研究会編『1992年普通高等学校』招生工作年鑑、人民教育出版社、1993年、160～161頁より筆者作成。

表1である。さらに、各省の委託養成、自費学生数の相対的規模を比較対照するために、各数値を国家任務による入学者で除した比率を見ると、山東省が委託養成でも、自費学生でも群を抜いて高比率になっていることが分かる。

山東省人民政府は一九九二年十月二十日に「高等教育の発展を速め、改革を深化させて、経済建設のために奉仕することに關する意見」(魯政發一三七号文)を發して、高等教育の急速な拡大を目指す政策を明確に打ち出しているが、この政策を象徴する措置が「高等教育機關の学生募集改革は重大なブレークスルーを勝ち取った」とされる国家計画の枠外での拡大学生募集であつた。九二年の省内五一校の普通高等教育機關は本科・専科あわせて五万七三〇〇人⁽³⁸⁾の学生を入学許可し、これにより在校生数は前年の一〇万九〇〇〇人から一三万二〇〇〇人へと、二一%増加した。国家計画の枠外の拡大学生募集部分は、四〇〇〇人が師範専科学校、医学専科学校の学生であり、省内で計画指標を策定し、卒業後に郷・鎮へ職場配置するという方向を定めた募集であり、これ以外に入学許可した新入生はいずれも自費で進学し、職場配置を請け負わず、委託養成ないし自主的に就職を探すことを実行したものであつたという⁽³⁹⁾。こうした拡大募集という改革は、「省の高等教育を高度に集中統一した計画体制から社会主義市場経済体制に適應するよう⁽⁴⁰⁾に轉換させることを促し、大学が完全に国によつて請け負われるやり方を改めたのである」と評されている。高等教育機關の入学定員が完全に国によつて統制される体制が揺らいだ途端、それに付け入るように、一気に入学者数の拡大が図られたと見る事ができる。

二、無償制の轉換と「併軌制」

周知のとおり、建国以来、社会主義計画経済体制の下では高等教育は全て無償であつた。上述した委託養成学生や自費学生の出現は、そうした建国以来の原則に風穴を開けるものであつた。そして、八九年秋からは、これらの学生

に比べれば名目的額（每学期五〇〜一五〇元）とはいえ、公費生と呼ばれた一般学生からも原則として授業料と雑費が徴収されることになった。⁴¹⁾ さらに、九三年公布の「中国教育改革・發展要綱」では、すべて国の統一計画に基づいて学生募集を行う従来からの体制を改め、「国家任務」としての学生募集計画と、委託養成や自費学生からなる「調節性の計画」とを結びつけ、後者の比重を次第に拡大していくべきであり、あわせて「高等教育は義務教育ではない」という理由から、「学生は大学に進むには原則として均しく費用を納めなければならない」と明記されたのである。受益者負担の原則の徹底であり、市場メカニズムへのいっそうの依存を示すものであった。

同要綱の規定に基づいて、九三年には早速、東南大学と上海外国語大学の二校で実験的に全学生から学費を徴収することが行われ、翌九四年には上記二校に国家教育委員会直轄の二七校を加えた二九校で学費徴収が試みられた。⁴²⁾ これらの大学では公費生と自費学生・委託養成学生との区別が取り除かれ、入試の合否判定も同一基準で行われたのである。ちなみに、この年の学費徴収の基準は、実際に必要な学生一人当たりの教育経費、ならびに都市と農村における住民の収入実態を勘案して一〇〇〇〜一五〇〇元（学習雑費および宿舍費を含む）と決められるとともに、大学の所在地や専攻の内容の違いなどに応じて調整することも認められた。⁴³⁾

しかし、これから暫くの間、他の大多数の高等教育機関では依然として公費生と、企業からの委託養成学生や自費学生とを区分し、後二者については入試の合格最低点を低く設定したために、二種類の学生や合格最低点が公然と存在する「複線型」の状態が存在していた。この状態を改めるため、一九九七年からは全ての学生を同等に扱い、新入生募集の対象を一本化することを意味する大学入試における「併軌制」が導入されることになった。一九九七年三月、山西省太原で開かれた全国普通高等教育機関学生募集工作会议において、九七年度からはこれを全面化し、全ての高等教育機関で実行することが決まったのである。ちなみに、「併軌制」の募集を行う機関は、九四年に四〇校余りであったものが、九五年には二四〇校余りに増え、九六年度には全国で六六〇校余りと増加の一途をたどってきた。⁴⁴⁾

九六年度の場合、実施校は全体の三分の二であり、募集定員から見ても全体の三分の二に相当する学生が新制度に則つ

て入学許可されていたことになる。この「併軌制」という強力な措置の導入により、九七年、九八年の委託養成学生はそれぞれ二七八六八人、一一八九人と激減し、自費生もやはり九七年二〇四三人、九八年一七四人となつて、九九年からはまったく姿を消したのである。

学費徴収の利点として考えられるのは、①国の負担を増やすことなく、教育経費の増額につながる。②学費収入による大学ないし高等教育セクターの増収を利用して、より多くの者に高等教育の機会を与えることが可能となる、③従来のように国による「丸抱え」状態と違って、身銭を切つて学習していることへの自覚から、勉学に対する学生の積極性が生まれる、といった諸点が挙げられよう。

上海市高等教育研究所によつて実施された大学教員、中学教員、大学生、父母など九五人を対象とする一九九三年夏のアンケート調査の結果によれば、当時の学費徴収政策に対して賛成の者は六九・一%、不賛成の者は二六・一一%と、圧倒的多数が賛同の意を示している。同調査用紙は大学入試の当日に試験場一〇数か所を訪れて配布されたものであり、回答者はいずれも学費徴収を切実な現実問題として考えることのできる立場にある人々であつた。賛成回答者の属性別内訳は、大学教員で賛成する者の比率が最も高く八三・七二%であり、これに次いで中等学校教員八一・三二%、学生七三・四二%であつたが、実際に授業料を負担する立場にある父母が最も低く五三・九二%の者が賛成したにとどまつた。逆に、学費徴収に反対の父母は平均で三一・八%であつたが、父母として一括された者をさらに職業別に細分化して、その回答内容を見てみると、教員をしている者で不賛成の者が三六%と高く、一方、商業・貿易業に従事する父母で不賛成の者は皆無であつた。学費徴収に不賛成の理由としては「給与収入が少ないため」が最も多くの者によつて選ばれ、その平均比率は四八・七九%であつたが、中等学校教員のみ注目すれば、この理由を挙げた者の比率は六二・五%と、際立つて高率を示している。商業や貿易に従事する人々の羽振りの良さと同時に、教職の待遇の悪さ、低収入が反映していると考えられる。⁽⁴⁾

上海市統計局の統計では、この調査が実施された一九九三年上半期の市内に居住する勤労者一人当たりの平均月収

は三三九・九四元であり、一人当たりの平均生活費の月額は二六六・七七元であるから、差し引きで六三・一七元が手許に残ることになる。夫婦共働きで大学生の子どもがいる三人家族を想定すれば、この家では両親の収入から生活費を除いて、毎月一二六・三四元が余ることになり、一年間では一五一・六元になる。なお、この計算には学生の生活費が家族の生活費として計算されていない。なぜならば、学生は大学で暮らしているからである。従って、大学生である子どもの食費に関して、例えば当時としては最低限の日額三元とし、二五日で計算しても、学生の食費だけで両親とは別に月に七五元が必要となり、これを差し引けば、この家族が一年間に貯蓄できるのはせいぜい六一六・〇八元になる。三人家族を想定したが、仮に家庭に働いていない老人がいるような場合には、その生活費が必要であり、医療費など不定期に必要な経費も当然考慮しなければならない。さらに、上海市では九〇年代初頭に全戸数の五%が一人当たりの平均月収一二〇・九五元という低所得家庭であった。一九八七年に上海市が学費徴収を実施して以来、初年度の徴収額が文科系で八〇〇元、理科系および芸術系で一二〇〇元であったものが、九三年には文科系と理科系で二七〇〇元、芸術系で三二〇〇元と、年々上昇していた。この二千数百元あるいは三〇〇〇元という額は、上述した一般的な家計情況から考えれば、きわめて高額であったと言わねばならないのである。

では、大学で学ぶために、一体いくらの費用が必要なのであろう。学費の徴収額は大学ごとに異なり、年々変化してきている。これも大学の運営自主権が拡大した結果である。但し、師範大学の教員養成系専攻（師範大学でも教員養成を目的としないコンピュータ専攻などを除く）や、民族、体育、航海などの分野の大学や専攻では、人材確保の観点から授業料は徴収されない。その他の専攻に関して、一九九七年の時点を見れば、中国農業大学の一部専攻では年間五〇〇元と低く抑えられていたところがある一方、上海の中国紡織大学には年間五〇〇〇元を徴収した専攻があり、平均すると、ほぼ二〇〇〇元程度であった。九〇年代後半の当時、大学生一人に対して家庭が支出する費用は平均して一年間に六〇〇〇元であるとされていた。大学に納入する上記の学費と若干の宿舍費に加えて、食費三〇〇〇元余り、小遣い・書籍費・帰省のための旅費など一〇〇〇元余りなどがかかっていたのである。⁴⁶その後、学費は値上

表2. 各地の専攻別大学授業料 (2001年)

省・市	大学種別	専攻	学費上限 (元/年額)
北京	一般大学	一般専攻	4200
		理工	4600
	重点大学	外語・医学	5000
		一般専攻	5000
		理工系	5000
	外語・医学	6000	
	芸術系	6000-18000	
上海	一般大学	一般専攻	5000
		特殊専攻	6500
	師範大学		5000
	芸術大学		10000
広東	一般大学	文系	3800
		理工・農林・体育・外語	4300
		医学	4800
		芸術	4000-10000
江蘇	一般大学	一般専攻 (本科)	4000
		一般専攻 (専科)	3800
		農林 (本科)	2500
		農林 (専科)	2200
	芸術大学	美術・作曲	4600
		理論・その他	6800
浙江	総合大学		4000
	単科大学		3600
	専科学校		3200
湖北		一般専攻 (本科)	3600
		一般専攻 (専科)	2700
		農林・師範・体育・航海	2700
		民族	900
		芸術 (本科)	6750
		芸術 (専科)	2800-3900
遼寧	一般大学	一般専攻 (本科)	2800
		一般専攻 (専科)	2500
		芸術 (本科)	3900
		芸術 (専科)	3600
		農林	2000
		航海・民族	1500
吉林		一般専攻 (本科)	3500
		一般専攻 (専科)	3300
		美術設計 (本科)	5400
		美術設計 (専科)	5100
		芸術・ジャーナリズム (本科)	6200
		芸術・ジャーナリズム (専科)	5900
		その他 (本科)	3800-4600
		その他 (専科)	3500-4300
陝西		文・法・財經・歴史	3500
		理工・外語・漢方医学	4500
		西洋医学	5000
		芸術	7000-11000
		農林・師範・体育	2250
		理科	2750
安徽		文科 (本科)	3500
		文科 (専科)	3200
		理科 (本科)	3900
		理科 (専科)	3500
黒竜江		一般専攻	2500-4500

(出典) 全国各省市招生弁編『高校招生與就業報告』華語教学出版社、2002年、76頁より筆者作成

がりしている。北京市では、一九九八年に平均二六〇〇元であり、翌九九年には三二〇〇元になり、二〇〇〇年には文系の学費の上限が四二〇〇元、理科系では四六〇〇元、外国語系では五〇〇〇元、高等職業技術学院と呼ばれる職業技術教育を主眼とする短期高等教育機関では六〇〇〇元となっている⁽⁴⁾。全国的に見ると、地域により学費にはかなりの差があることが分かる。また、一般に理系は文系に比べて、学士課程は短期の専科課程に比べて高額であり、とくに芸術系の授業料の高さが目立つ。

無論、この間に国民の収入も上昇している。二〇〇〇年の時点で、都市住民の一人当たり年収は六三二・六六元であり、農村住民の一人当たり年収は三一四六・二元であった。⁽⁴⁸⁾しかしながら、こうした収入と学費・雑費の双方を見比べれば、勉学に必要な経費が決して小さな負担ではないことは明らかである。二〇〇〇年に、教育部、国家計画委員会、財政部は共同で、「二〇〇〇年の高等教育機関新入生募集の経費徴収活動に関する若干の意見の通知」を出し、「学費の基準は高等教育機関の年間の学生一人当たりの日常的運営費⁽⁴⁹⁾、予算からの財政支出、当該地の経済発展水準と住民の支払い能力などの情況に基づいて決定すること」とし、「高等教育機関の学費はその年の学生一人当たりの日常的運営費に占める比率は二五%とすること」⁽⁵⁰⁾が規定された。

また、同通知は経済的困難を抱える学生に対する特別な配慮を各高等教育機関に要請し、「新入生が一人として経済困難のために退学することのないように」しなければならぬとしている。そのための措置として、①優秀な学生のための奨学金を設け、その支給比率が学生総数の一〇%を下回らないようにすること、②師範、農林、航海、体育、少数民族の各専攻については「(特定) 専攻奨学金」政策を継続実施すること、③学費収入の一〇%は学生の「勤工儉学活動」、つまりアルバイト謝金や貧困学生補助に使用することなど、細かく定められている。こうした経済的困難を抱える学生への経済的支援は、九七年以降の「併軌制」の全面的な実施により、全ての学生から経費が徴収されるようになってからは、とりわけ大きな課題となった。

九七年九月に開催された貧困学生への援助に関する会議では、三〇〇万人余りの高等教育機関在籍者の約一五%に当たる者への対策が検討された。国家教育委員会は九四年以来、同様の趣旨の会議を九七年までに三回開いており、國務院弁公庁は「高等教育機関の経済的困難を抱える学生への援助を立派に行うことに関する通知」を出して、各地がこの問題に真剣に取り組むことを求めるとともに、五億五〇〇〇万元を支出したという。⁽⁵¹⁾省レベルで実際に講じられた措置の例としては、新疆ウイグル自治区が経済的困難を抱える学生のために毎年一五〇〇〇万元の支出を決めたのをはじめ、九七年に雲南省と遼寧省がそれぞれ二〇〇〇万元、三八〇〇万元を支出して「特別貧困学生基金」を設け、

上海市と広東省は銀行と協力して学生ローンを準備し、さらに湖北省では同省の高等教育機関在籍学生の一〇％に相当する延べ一五五〇〇〇人に対して毎年助成を行っていることなどがある。⁵⁵⁾湖北省の調査によれば、武漢地区で生活費の月額が一五〇〜二〇〇元の者を「困難学生」と呼び、一五〇元以下の者を「特別困難学生」と呼んでいるが、こうした学生が相当数にのぼることが判明している。⁵⁶⁾この他にも、学生納入費の二・五〜四％を使って「困難学生助学基金」を設けた天津市の各高等教育機関や、省政府が五〇〇〇万円を拠出して「寒門学子基金」、すなわち「貧困家庭出身学生基金」を創設した河北省など、経済困難を抱える学生への対策事例は少なくない。⁵⁷⁾なお、国家教育委員会は九七年初めに「高等教育機関在籍学生の商業活動への関与を重ねて禁ずる通知」を出している。同通知は、貧困学生に対する援助には注意を払うべきであるとしながら、学生は在学中に工業・商業許可証を取得した業者となつてはならないし、営利を目的とした商売に従事してはならないと述べているのである。⁵⁸⁾

三. 市場経済化と拡大学生募集の關係

上述したとおり、九〇年代前半に委託養成学生や自費学生という新しいタイプの学生が入学するようになったことで高等教育在籍者数は増大した。しかし、ほぼ九〇年代を通じての入学者の増加傾向は図4に見られるように、未だ安定的増大と呼びうるものであった。中国は九六年から第九次五か年計画期に入ったが、その当初三年の入学者数を見れば、九六年に九六万五八〇〇人、九七年に一〇〇万三〇〇〇人、九八年に一〇八万三六〇〇人であり、対前年比の伸び率はそれぞれ四・三三％、三・五七％、八・三二％となり、平均して年五・四％の成長である。九八年の時点での入学者数を同年の一八歳人口約二一六〇万人で除した比率は五・二％にすぎない。⁵⁹⁾全日制高等教育機関の他に、勤労成人を主たる対象とする成人高等教育機関在籍者、軍関係高等教育機関在籍者など、最も広義の高等教育在籍者数を

一八歳～二二歳の人口で除した比率でも九八%であつた。⁽³⁸⁾ 中国政府は経済・社会発展のニーズに鑑み、高等教育規模の更なる拡大を企図した。

一九九九年一月一三日に国務院から出された「二一世紀をめざす教育振興行動計画」には、「二〇〇〇年の時点での高等教育在籍者数を六六〇万人、進学率を二一%とし、さらに一〇年後の二〇一〇年には進学率を二五%に近づける」と記された。一五%という数字が、マーチン・トロウの高等教育発展段階論に基づく「大衆化」段階への到達を意識していることは言うまでもない。この在籍者数は全日制高等教育機関の学生だけではなく、成人高等教育機関やその他広義の高等教育就学者が含まれるものである。その後、二〇〇一年初頭に公布された「全国教育事業発展第一〇期五年計画」では、進学率一五%の目標を上記の「行動計画」より五年早く達成することが盛り込まれ、二〇一〇年には粗進学率を二〇%前後に高めると規定された。⁽³⁹⁾ 図4にも見られるように、九九年からの入学者数は著しい右肩上がりである。九九年の一五七万人、二〇〇〇年の二二〇万六二〇〇人、二〇〇一年の二六八万人、二〇〇二年の三二〇万人、二〇〇三年の三八二万人、二〇〇四年の四二〇万人と、毎年平均五〇万人以上ずつ、比率にして二五・九%ずつも増えていったのである。九九年～二〇〇一年の三年に限れば、実に平均して三五・六%ずつの伸びとなる。また、合格者に対する受験者数、いわゆる競争倍率を見ると、一九八〇年には一六・六七倍もあつた全国平均の数字が、九九年には二・一八倍、二〇〇〇年には一・七六倍、二〇〇一年には一・六九倍と、受験

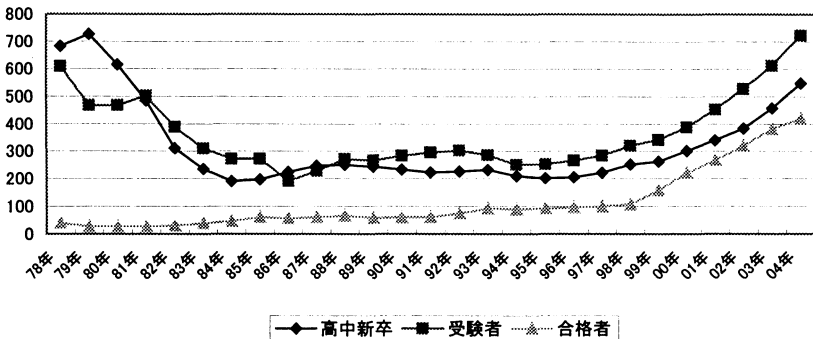


図4. 高中新卒者・大学受験者・大学合格者数

(出所)『中国教育統計年鑑』各年版より筆者作成。

者二人に一人以上が高等教育への進学機会を持てるようになったのである。まさしく三年間にわたる募集数の大拡張（原語は「拡招三年」）であった。

この結果、日中の高等教育進学者（日本の場合には当該年度の大学および短大への入学者の合計、中国の場合には専科課程を含む全日制高等教育機関の入学者を指す）は図5に見られるような推移をたどった。七〇年代末から八〇年代前半には日本は中国の二倍前後の者が高等教育に進学していた。しかし、八〇年代後半から九〇年代前半にかけて両者は拮抗するようになり、九〇年代後半以降、日本が頭打ちないし減少傾向にあるのに対して、中国は増加の一途をたどり、とくに上述した募集数の大拡張政策が採られたのに伴い、両者の差は大きく開いてしまったのである。

定員拡大に対する政府の説明は、高等職業教育の発展と九年制義務教育のための初等・中等教員拡充に資するというものであったが、経済政策としての側面も見逃せない。そうした考えは朱鎔基首相の発言の中に明確に表現されているのを見ることができ、子女の教育のためには出費を惜しまない父母のメンタリティーに着目し、教育を消費拡大の手段と捉え、「内需を拡大し、経済の持続的な成長を促進し、さらに当面の就職を求める圧力を緩和」する考えが働いていたのである。高卒者の就職難問題を先送りした面も否めない。

国家計画委員会社会発展司の李守信副司長によれば、一九九九年からの

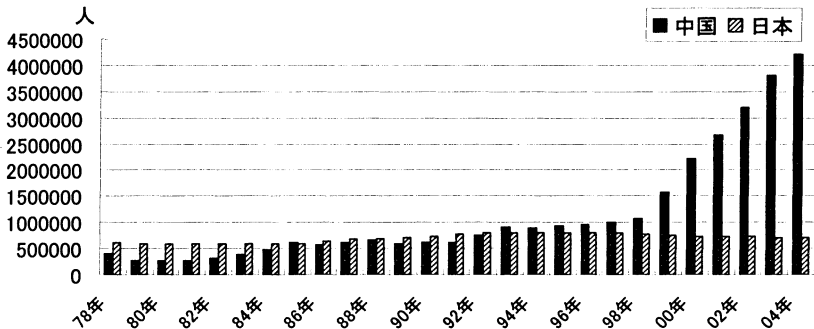


図5. 日中の高等教育進学者数

(出所)『中国教育統計年鑑』および『文部統計年鑑』各年版より筆者作成。

三年間の累計で、高等教育のために国債発行による資金七〇億元余りが準備される一方、各方面からのマッチングファンドとして一二〇億元余りを集め、総額二〇〇億元(約二八〇〇億円)が投入された。この資金により一〇〇〇万平方メートルに及ぶ高等教育機関のインフラ建設が可能となり、これは高等教育のインフラ建設のための経費投入の伸び率が最も高い時期であるという。⁽⁶⁵⁾ 同じく、李副司長は中央財政からの緊急増額的な支出の他、拡張部分の学費収入一八〇〜二二〇億元、拡張後に新增設された五〇余校の民営大学、いわば私学および通常の大学が「二級学院」として増設する一〇〇余校の機関の建設資金やその学費収入など、定員拡張に伴って増大が認められる社会的な経費投入についても言及している。⁽⁶⁶⁾ 「二級学院」とは、既存の国立大学が高等教育への進学ニーズ、とりわけ四年制以上の本科課程の学歴取得ニーズに応えるため、当該校の有形・無形のリソースを利用して「巢分かれ」的に設置する大学である。既存の親機関である国立大学を「一級」と考えれば、当初は組織的にその軒下に位置するものと見なされたことから、「二級」の呼び名が付けられ、やがて八〇年代に創られた既存大学のかつての分校よりも運営面での自立性が強く、民営的手法が採られたことから「独立学院」と呼ばれるようになったのである。かくして、これらの二級学院ないし独立学院は所在省内の高級中学卒業生の本科進学要求を満たしうる一方、親機関としての国立大学はそれ自体の過剰な定員拡大を伴わないことから、教育の質の維持を図ることができるという一石二鳥の策と見ることも可能である。二〇〇五年七月一五日の時点で、全国の独立学院は二九省・直轄市・自治区の二九四校にのぼり、湖北省の二九校、江蘇省の二六校のように多数の独立学院を擁する省もある。⁽⁶⁷⁾

この他、定員拡張に伴う投入経費関連のデータとして、教育部の周済副部長は、大幅に膨れ上がった学生規模に対応するため二〇〇〇年から二〇〇二年末までに全国で新改築された学生アパートの面積は四三〇〇万平方メートルに達し、建国以来五〇年間の累積建築面積三二〇〇万平方メートルを超え、同じく新改築された学生食堂の面積は五三〇万平方メートルで、これも建国以来五〇年間の学生食堂の累積建築面積に迫るものであると、実績を誇った。⁽⁶⁸⁾ 上述した李守信副司長の推計では、福利厚生施設の建設や維持管理を民間に委ねる「社会化」政策、つまり民営化

政策の結果、二〇〇〇年から二〇〇三年に新築される学生アパートの面積を三三〇〇万平方メートルであると見積もり、一平方メートル当たりの建築費を一〇〇〇元として計算すると、約三三〇億元の資金が投入されることになるとも述べている。⁽⁶⁶⁾ こうした経費の投入によるインフラ整備が中国の高い経済成長率の維持に寄与したことは紛れもない。一九九九年に前年比で約四八万人が拡大募集されたことに伴う経済効果を試算した研究によれば、GDPで二九億九八九四万元（およそ一九五〇億円）をもたらしたことになり、二五万六二〇八人分の新しい雇用の創出につながったとされる。⁽⁶⁷⁾

しかしながら、入学定員の大幅な拡大は確かに高等教育に対する社会ないし民間からの投資を刺激した側面がある一方、周済副部長の示した楽観的予測は必ずしも実現したとは言えない。定員拡張に伴う教育のための物理的条件の悪化を見逃すことはできない。上述した八〇年代末から九〇年代前半にかけての委託養成学生や自費生の増加によって生じた教育条件の悪化も、その深刻さにおいて、この時期の定員拡張と比べものにならなかった。教育部・国家統計局・財政部が公表した教育予算の執行状況に関する報告によれば、二〇〇〇年における全日制普通高等教育機関に対する学生一人当たりの公財政支出教育費（原語は「予算内教育事業費」）は一九九九年の七二〇一・二四元から二〇〇〇年の七三〇九・五八元へ、一・五〇%増加した。ところが、同時期の学生一人当たり「公用費」、つまり教育費全体のうちから人件費を除いた部分は、二九六二・三七元から二九二一・二三元へと逆に一・三九%の減になっているのである。⁽⁶⁸⁾ 一部地域における「公用費」の不足は深刻であり、二〇〇一年の幾つかの省レベルの学生一人当たりの「公用費」の実額を見ると、内蒙古二四八元、新疆ウイグル自治区三四七元、貴州省四〇八元、安徽省四九九元、湖南省九六九元のように、全国平均二六一四元の一〇分の一から三分の一に過ぎないところが見られる。

この他、教育の質ないし教育環境の善し悪しを見る指標として随所で用いられる教員対学生比率を見ても、教育条件の悪化は歴然としている。すなわち、一九九九年に教員一人当たりの学生数の全国平均は九・六人であったが、二〇〇〇年には一二・〇人、二〇〇一年には一三・五人、二〇〇二年には一四・六人と、上昇の一途をたどったのである。⁽⁷⁰⁾

もう一つの問題がある。上述したように、朱鎔基首相をはじめとする国家のリーダー達の考え方には景気刺激策としての大学入学定員の大幅拡張という考え方が見られ、高級中学卒業生の受け皿を拡げたのであるが、先送りされた高級中学卒業生の就職問題は、拡大された入学定員の恩恵を受けて大学へ進学した者が卒業時期を迎えた二〇〇三年以降、新たな問題として対処せざるを得なくなつた。二〇〇三年は新型肺炎S A S の流行も相俟つて、大学卒業生の就職戦線は極めて深刻な様相を呈した。問題の深刻さを認識した国務院弁公庁は、教育部など関係行政機関による「普通高等教育機関の卒業生の就業制度改革をいっそう深化させること」の関連問題についての意見」（国弁発〔二〇〇二〕一九号）を全国に向けて通達し、「市場が導き、政府が調整・制御し、大学が推薦し、学生と雇用者が相互に選択する」（原語は「市場導向、政府調控、学校推薦、学生興用人単位双向選択」というスローガンで表現される改革方針を堅持して、二〇〇三年度の卒業生の就職が成功裏に行われるよう求めた。同「意見」からは、予め就職難を見越して、幾つかの対策が講じられたことが見て取れる。例えば、

①大学卒業後に農村の郷・鎮など行政区画の最も基層の職場や勤務条件の悪い地区に就職することを志願し、教育、衛生、公安、農業技術、貧困救済、その他の公益事業に従事することを望む者については、当該地区や職場で二年以上勤務した後に大学院への進学を希望すれば優先入学させる。

②政府の大規模な開発計画である「西部大開発」の目標に沿って、西部の貧困県での勤務に二年以上就いた者については、やはり大学院進学や党・政府機関・国营企業への転職を望む場合には優遇措置を講じる。

③中小企業や民営企業で大学卒業生を採用するところについては、優遇措置を講じる。

④大学卒業生がベンチャービジネスや個人経営の事業を立ち上げる場合には、一年以内に限って登記料や各種の管理上の経費徴収を猶予し、小規模ローンも準備する、などである。¹⁾

拡大学生募集初年度の一九九九年に入学した学士課程の学生が卒業を迎える前年、つまり二〇〇二年の就職状況をみると、同年七月の卒業時点で卒業生総数一四五万人（大学院卒業生九万人弱を含む）のうち就職が決まっていたの

は九三万九〇〇〇人であったが、同年末の一二月になると、就職者は約一一六万（八〇％）に達し、未就職者のうちの約一五万人は固定職ではない臨時的な職に就いており、一部は大学院への進学準備を行っており、「本当に就職できていない大学卒業生の数は多くない」とされた。翌二〇〇三年には、卒業生総数二二万人の九月時点での就職率が七〇％と報道され、二〇〇四年九月一日現在の卒業生二八〇万人の就職率は七三％と報道された。⁽⁷²⁾就職率のみを見ると、確かにほぼ横ばい状態である。二〇〇四年一月三〇日付けの『経済参考報』に載った「二〇〇三年——一〇〇万人の大卒失業者」との見出しの記事も、公的な大卒者の就職率統計を引用し、九六年九三・七％、九七年九七・一％、九八年七六・八％、九九年七九・三％、二〇〇〇年八二・〇％、二〇〇一年九〇・〇％、二〇〇二年八〇・〇％という数字を挙げて、「就職率が七五％を下回ったことはない」と述べる一方で、二〇〇三年に一〇〇万人の大卒未雇用者が出たことを明らかにした。⁽⁷³⁾毎年数十万人の規模で増大し続ける母数としての卒業生総数があり、「待業」つまり未雇用の大学卒業生の実数は確実に増えており、高等教育へのアクセスを保障される層が飛躍的に広がる一方で、卒業生の失業問題が深刻さを増しているのである。

四. 市場メカニズムによる需給関係と専攻間の不均衡

ところで、学生募集制度に市場メカニズムが導入されたことにより、高等教育機関には需給双方において根本的な変化が生じた。従来の競争は受験生の側にだけ存在したが、改革後は学生の争奪競争が大学間、学科間、専攻間の競争を促し、高等教育機関の運営に対する考え方や運営方式に根本的な変化が生じた。すなわち、社会のニーズが大学運営の主要な拠り所となったのである。需給関係という「見えざる手」による調節と利潤追求のメカニズムに駆り立てられ、高等教育機関における専攻の開設やカリキュラムの構造に調整が加えられた。学生獲得競争が高等教育機関

の専攻の構造、カリキュラム構造などを変え、重点大学や本科課程の高等教育機関が大量に専科生を吸収し、普通高等教育機関が成人の受け入れを行ったために、専科学校や成人高等教育機関は学生獲得ないし存続の危機に瀕した。学生募集改革が単にそれ自体の変容のみならず、高等教育の構造的変化をもたらしたといえる。

多くの高等教育機関は学生獲得のために、財政金融、貿易、涉外、不動産といった人気専攻を競って開設した。上海を例にとれば、一九九三年の時点で上海市に存在した高等教育機関のうち、国際金融専攻を設置していたのは、上海財經大學、上海金融高等専科学校という経済や金融専門の機関の他に、華東師範大學、上海交通大學、上海工業大學、上海機械學院、復旦大學、上海大學の各大學であった。⁽⁵⁾ また工業外国貿易専攻を設置したのは、上海工業大學、中国紡績大學、上海機械學院、立信會計高等専科学校、華東理工大學、上海大學工学院、上海工程技術大學、交通大學の八校であり、不動産専攻を設置したのは同濟大學、復旦大學、上海城市建設學院であり、涉外秘書専攻を設置したのは中国紡績大學、上海機械學院、上海工業大學、上海石油化工高等専科学校、上海機械専科学校、交通大學の六校であった。會計専攻を設置したのは一六校を数え、⁽⁶⁾ 同年における上海市の高等教育機関総数五〇校の三分の一近くに相当した。その他、国際貿易、貿易経済、金融、国際商務、国際企業管理といった対外開放や市場化にふさわしい専攻を開設しているところも多数にのぼった。ここに見られるように、単科大學で本来の設置目的とは違和感のあるような高等教育機関でも、人気のある財政金融、貿易、涉外、不動産といった専攻となれば、積極的に開設するであり、しかもこれは政府による募集計画や専攻の設置に対する統制がかなりきいている上での状態なのである。

ここで、九〇年代に全国的範囲で開設された専攻数の変遷を実数ならびに前年比の伸び率で見ると、表3および表4のようになる。ちなみに、一九九九年の時点で、中国では学問分野を哲学、経済学、法学、教育学、文学、歴史学、理学、工学、農学、医学、管理学の二一の大分野に分けていた。⁽⁷⁾ この大分野は、例えば教育学を例にとれば、教育学類と体育学類の二つの下位分野に分けられるというように、全体では七一の二級分類が行われている。さらに、二級専攻分野の一つである教育学類は教育学、就学前教育、特殊教育、教育技術学の四専攻に細分化され、全学

問分野では二四九種類の専攻が設けられている。表3は、各高等教育機関で実際に開設された大分野ごとの専攻の数を示したものであり、表4は、それらの実数から計算しうる毎年の分野別の開設専攻の増減を百分比で表したものである。ここに見られるように、教育、哲学、歴史のように削減される傾向にある分野がある一方で、法学、理学、経済学の各分野では専攻設置数の大幅な伸びが見られる。法学には経済法、国際経済法、理学には計算数学およびその応用ソフトウェア、電子学・情報システム、情報・電子科学、経済学には国際貿易、国際経済、国際商務、工業貿易、国際金融、投資経済など市場化やグローバル化に欠かせない各専攻が含まれており、上記の上海市の例にも見られたように、これらの人気専攻が当該分野での開設数を押し上げたものと考えられる。

一方、受験生はそうした市場主義経済の進展のなかで脚光を浴び、高等教育機関の側が競って開設した社会的に人気の高い諸専攻に、卒業後の経済的見返りを考えて殺到した。その結果、上海市、北京市、浙江省、広東省といった大都市や沿海の開けた地域はもちろ

表3. 分野別開設専攻の変遷（実数）

	89年	90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	00年
工学	4716	4761	4733	4830	5717	9398	7966	8138	8166	8080	9180	10863
農学	702	722	692	679	765	1213	957	952	945	951	1017	1141
林学	137	148	144	152	167							
医薬	576	589	588	585	616	1033	825	834	859	894	993	1207
教育	3320	3261	3161	3079	3258	913	724	750	757	773	859	1098
文科	1120	1078	1026	1031	1401							
哲学						88	76	67	59	56	58	52
文学						3728	3056	3161	3189	3227	3569	4573
歴史						525	412	388	370	363	380	404
理学	965	947	928	879	1024	2807	2273	2266	2251	2253	2500	2873
経済	1601	1645	1564	1597	2330	3552	3093	3161	3134	3132	3546	4433
法学	197	203	195	200	255	727	664	692	741	772	838	1187
体育	69	66	57	60	62							
芸術	474	479	466	464	583							
合計	13877	13899	13554	13556	16178	23984	20046	20409	20472	20501	22940	27831

(出所) 表3および表4は『中国教育事業統計年鑑』掲載の当該データをもとに筆者作成。空欄は利用可能なデータ欠如。93年以前は若干の分野で名称が異なり、教育は師範、経済は財経、法学は政法、理学は理科と呼ばれていた。また、94年以降、林学、体育、芸術という区分はなくなり、林学は農学に、体育は教育に、芸術は文学に合併された。一方、93年以前には文科として一本化されていたものが、94年以降、哲学、文学、歴史に細分化された。

ん、雲南省、海南省など辺境の省まで、経済、貿易関係の高等教育機関の入試の合格最低点が当該省全体としての合格最低点より数十点も高くなるといった現象が生じた。例えば、一九九四年に上海市では専科学校の合格最低点を越えていた全体の三一%に当たる一八七一人が上海金融高等専科学校、立信會計高等専科学校、上海財經大學、對外貿易學院の四校を志望し、その数はこれら四校の募集数の二・五倍に相当するものであった。これらの専科学校受験者のうちの三〇〇人近い者が重点大學および本科課程の大學への合格最低点を越えており、とくに上海金融高等専科学校に関しては、同校の合格最低点を上回り、同校を第一志望としていた者の数は募集定員の四倍にものぼったのである。^⑩

ここで専攻ごとの入試得点の動きを北京市の三大學を例にとつて分析してみる。表5は中国人民大学、北京大學、北京工業大學が各専攻別に北京市内で実際に入学許可した受験生の入試得点の分布統計表を抛り所として作成したものである。得点分布統計は一〇点ごとのランク別に合格者の人数が記載されている。例えば、北京工業大學の自動化（オートメーション）専攻では、一九九五年に八三人の定員に対して二四九人が同専攻を第一志望として受験し、実際には八二人が入学許可された。入試得点ランク別の分布は五七〇点以上二人、五六〇～五六九点七人、五五〇～五五九

表4. 分野別開設専攻の対前年比の変化 (%)

	89/90	90/91	91/92	92/93	93/94	94/95	95/96	96/97	97/98	98/99	99/00	合計	平均
工学	1	-0.6	2	18.4	64.4	-15.2	2.2	0.3	-1.1	13.6	18.3	103.3	9.4
農学	2.8	-4.2	-1.9	12.7	58.6	-21.1	-0.5	-0.7	0.6	6.9	12.2	65.4	5.9
林学	8	-2.7	5.6	9.9								20.8	5.2
医薬	2.3	-0.2	-0.5	5.3	67.7	-20.1	1.1	3	4.1	11.1	21.6	95.2	8.7
教育	-1.8	-3.1	-2.6	5.8	-72	-20.7	3.6	0.9	2.1	11.1	27.8	-48.7	-4.4
文科	-3.8	-4.8	0.5	35.9									
哲学						-13.6	-11.8	-11.9	-5.1	3.6	-10.3	-49.3	-8.2
文学						-18	3.4	0.9	1.2	10.6	28.1	26.2	4.4
歴史						-21.5	-5.8	-4.6	-1.9	4.7	6.3	-22.9	-3.8
理科	-1.9	-2	-5.3	16.5	174.1	-19	-0.3	-0.7	0.1	11	14.9	187.4	17
経済	2.7	-4.9	2.1	45.9	52.4	-12.9	2.2	-0.9	-0.1	13.2	25	124.9	11.4
法学	3	-3.9	2.6	27.5	185.1	-8.7	4.2	7.1	4.2	8.5	41.6	271.3	24.7
体育	-4.3	-13.6	5.3	3.3								-9.4	-2.3
芸術	1.1	-2.7	-0.4	25.6								23.6	5.9
合計	0.2	-2.5	0	19.3	48.3	-16.4	1.8	0.3	0.1	11.9	21.3	84.3	7.7

点一三人、五四〇～五四九点一〇人、五三〇～五三九点一三人、五二〇～五二九点九人、五一〇～五一九点一六人、五〇〇～五〇九点一二人となつてゐる。成績上位者や下位者ではなく、ほぼ中間に位置する者の得点動向を見るために、合格者八二人のうちの第四一位で合格した者が含まれる得点ランク、すなわち五三〇～五三九点に着目し、同ランクの最低点である五三〇点をもつて自動化専攻の九五年における入試得点の中央値と見なした。同様の作業を三大学各専攻の五年分のデータについて行い、市場化が急速に進行した九〇年代前半において、各専攻の入試得点点どのように変化したかを把握することを試みたのである。なお、九二年までは、一九八七年四月二一日に公布された「普通高等教育機関学生募集暫定条例」の第二三条（試験科目）の規定に基づき、文系は政治、国語、数学、歴史、地理、外国語であり、国語と数学が一二〇点満点で他の科目は一〇〇点のため六科目の満点は六四〇点であり、理系は政治、国語、数学、物理、化学、生物、外国語であり、国語と数学が一二〇点満点、生物が七〇点満点のため、七科目の満点は七一〇点であつた。⁽⁸¹⁾その後、高級中学の一斉卒業試験、いわゆる「会考」が導入され、九一年から湖南、雲南、海南の三省と上海市で行われていた「会考を踏まえて大学入試科目を設定する」試みは、九三年からは実施範囲がさらに拡大されることが決まつた。その結果、文系では国語、数学、歴史、政治、外国語の五科目、理系では国語、数学、物理、化学、外国語の五科目が課されることとなつた。⁽⁸²⁾各科目とも一五〇点満点であり、従つて、九三年以降の全科目の満点は七五〇点ということになる。九三年に五科目入試になつたのは、上記三省一市の他に北京市と湖北、貴州の二省を加えた七省・市であり、これ以外の省・市・自治区は従来の方式と試験科目で入試が実施された。従つて、北京市の合格者の得点を示した表5の九三年以降の数値は、七五〇点満点のものであり、八九年、九二年と同列には扱えないのである。このような制約があるとはいえ、専攻別合格者の得点の推移を考える際、市場化に伴い高等教育機関で多く開設されるようになり、受験生の間で人気も高いのでないかと思われる貿易経済、国際金融、国際貿易、外国語といった諸専攻を別範疇にして、それら以外の諸専攻と対比して見ると、三大学とも明らかに前者の入試得点がより高い傾向が認められるのである。

表5. 専攻別入試得点の変遷

人民大学	89年	92年	93年	94年	95年	各年平均	
哲学	480	460	530	500	520		
中国革命史*	480	460	520	510	500		
国際政治	510	460	550	540	500		
国民経済計画学	500	480	530	550	520		
中国語学文学	490	480	520	520	510		
歴史学	480	510	530	520	530		
会計学	500	480	560	540	560		
新聞学	500	500	580	540	530		
档案学	500	470	520	520	500		
平均	493.33	477.78	537.78	526.67	518.89		510.89
投資経済管理	510	500	550	550			
貿易経済	510	490	600	530	550		
国際会計	510	500	580	570	560		
国際金融	540	510	590	560	570		
国際経済	540	510	570	570	550		
平均	522	502	578	556	558		520.80
北京大学	89年	92年	93年	94年	95年	各年平均	
中国語学文学	490	480	560	550	540		
歴史学系		460		520	530		
考古学系	490	441			540		
経済学院	520	490	590	580	540		
法律学	500	480	560	530	560		
図書館学	500	480		510	550		
平均	500	471.83	570	538	543.33	524.63	
国際経済系		510	600	580	580		
英語・英文		470	570	550			
独語・独文		500	520	510	560		
仏語・仏文		490	560	520	580		
平均		492.50	562.50	540	573.33		542.08
北京工業大学	89年	92年	93年	94年	95年	各年平均	
自動化	520	550	570	540	530		
工業・民用建築	510	520	530	530	520		
建築学	530	540	550	550	530		
給排水工程	490	510	510	490	480		
無機非金属材料	480	510	490	480	460		
応用物理	510	530	540	540	510		
金属材料・熱処理	480	510	500	480	470		
内燃機	500	520	530	520	500		
暖房・冷房空調	510	530	530	520	500		
平均	503.33	524.44	527.78	516.67	500		514.44
コンピュータ・応用	520	550	510	560	540		
管理工程(涉外経営)	530	540	580	540	510		
国際貿易	530	560	580	580			
平均	526.67	550	556.67	560	525	543.67	

(出所) 中国考試中心から提供された北京市の数大学に関するデータより筆者作成。89年および92年の満点は文系640点、理系710点であり、93年以降は文系、理系とも750点である。

五. 市場化・自由化への歯止め措置

市場原理や自由化路線に則つて学生募集制度の改革が進められた結果、新たな事態が生じた。それは事前に周到に検討されていれば予期できぬことでもないかも知れない。しかしながら、少なくとも改革を急ぐ余り、等閑に付されたり、見落とされたりしがちなマイナスの影響であった。その端的な表現が上述した特定専攻に対する過度の注目や人気の過熱ぶりであった。その一方で、別の幾つかの専攻に関しては、量的にも質的にも十分な人材養成の機能を果たすことができない事態に陥つた。

1. 「定向招生」

こうした情況への対策として、「定向招生」と呼ばれる方法が最初に講じられたのは農村関連の各領域においてであった。一九八三年当時、国の農業技術普及員は三万人であり、これは人民公社一社当たり〇・六人の割になり、個々の技術普及員がそれぞれ五万畝（約三三〇〇ヘクタール）の耕地を担当することになる。また農村の医療従事者や教員の不足も甚だしい。こうした問題を解消するには、農村のための人材養成という明確な目的ないし方向を定めて（定向）、それにふさわしい学生を募集し（招生）入学させることが必要であると考えられた。早くも一九八〇年には、すでに一部の高等教育機関において、方向を定めて学生を募集するとともに、卒業後には募集時の目的に合致した勤務地や職場に方向を定めて職場配置する「定向招生、定向分配」の方法が取り入れられていた。⁽⁸⁵⁾しかし、この方法の本格導入は、一九八三年三月初旬に開催された全国学生募集工作会議での議論を経て、同年三月一二日に出された教育部の通知の中で明確に示された。すなわち、八三年から「中央行政部門管轄の農業、林業、医学、師範系の各高等教育機関は一部で定向招生を実施し、省・直轄市・自治区所管の農業、林業、医学、師範系の各高等教育機関は一部で定向招生を実施し、その他の大学で農村のために養成する学生については、需要と可能性に基づいて一部で定向

招生を実施することができると規定されたのである。

但し、こうした「定向招生」の考え方に對しては、反発もあつた。第一に、それが文革中の「社来社去」、つまり人民公社からの推薦を受けて来て大学に入学し、卒業後にはその公社へ戻つて行く方法と同じであり、この方法は文革中の極左路線の産物であるという意見であつた。しかし、文革中との根本的相違は、文革当時は学力面での選抜が十分に行われず、低学力の者が入学し、また情実や縁故による裏口入学が横行していたの對して、八〇年代の「定向招生」は志望者が一律に全国統一入試をまず受験し、優秀な者を選んで入学させる点である。「定向招生」への反對の第二の論点は、こうしたやり方が都市の学生の大学入学機会を減らすものだとしたことであつた。しかし、この意見に關しても、「定向招生」の對象となる大学は全ての大学ではなく、農村に目を向けた農林、医学、師範系の高等教育機関であり、またそれらの機関でも定員全体について「定向招生」が行われるのではないと反論されている。

その後、九〇年代に入つても、農業系の高等教育機関は長期にわたり、「学生を募集しても集まらず、職場配置もうまく行かず、(卒業生が)農村に留まらない」現象が続いた。この問題を解決するため、一九九〇年三月に国家教育委員会と農業部は連合で、全国の農業系高等教育機関において、この年には試験的に一定の実験経験を有する農村青年を入学させる旨の通達を發した。入学許可するのは、戸籍が農村ないし国营農場にあり、高級中学あるいは農業職業技術高級中学を卒業後に2年以上農業に従事した農村青年である。募集の方法は次の三種類であり、①全国の普通高等教育機関の統一入試を受験させ、相応の追加科目を課し、別個に合格最低点を決めて合否の判定を行うもの、②省・自治区・直轄市の学生募集委員会が単独で出題した試験を受験させ、統一的に合格最低点を決めるもの、③成人高等教育機関のための全国統一入試を受験させ、優秀な者を選んで入学許可するもの、である。こうして選ばれた学生は在学期間中、国家計画に基づいて統一入試を通じて入学許可された学生と同等の待遇を受けるものとされた。

この実践経験のある少数の学生を入学させる改革措置は、すでに一九八七年から部分的に導入されていた。その選抜の方法としては、①年齢制限を緩めたり、入試の成績を大目に見たりして、統一入試を受験させるもの、②大学が

単独で選抜を行うもの、③成人高等教育機関の統一入試受験者の中から優秀な者を選んで入学させるもの、である。これらの方法のうちでは、後二者が主要な方法となっていた。全体として見ると、この方式で入学する実践経験のある者というのは多くなく、八七、八八の両年で北京大学、北京師範大学、華東政法学院など十数校で受け入れた学生の総数は三〇〇人あまりにすぎなかった。また、問題点も指摘されていた。すなわち、①学力不足、とくに外国語の力が不足しており、入学後に大変苦勞していること、②二〇〜二二歳の者が多いが、一、二、三年の実践経験では批判力や全面的な分析能力を得るところまでには至っていない、③入学後の待遇が悪いために、積極性がもてない。すなわち、彼らは入学後に数十元の貸付金を得ているだけであり、もとの給料も支払われることがなく、勤務年数も在学中は中断してしまう。このため、江蘇省で成人高等教育機関の統一入試を受験した者の中から二三名が華東政法学院に推薦されたが、一名のみが大学からの問い合わせに対して入学の意思を示したのみであり、この一名も翌日には気が変わってしまった、といった事例がある。⁸⁸⁾

これらの問題が現実が生じていたにもかかわらず、九〇年に至って、全国規模でこの方式を実施しようというのは、それほど事態が深刻であつて、農村関連の専攻に学生を集めるのが容易でないことを示すものである。九〇年に実施後、この方式は広範な農村青年や農村の末端機関の幹部および農業系の高等教育機関から歓迎された。例えば、一九八九年に西南農業大学で同様の試みを行った際には、定員二〇人に対して八〇〇人の応募者があつたが、改革が本格化した九〇年には、西北農業大学で募集した六〇〇人の定員に対して四〇〇〇人の応募者があつたとされている。また、実践経験のある学生が入学したことにより、大学の雰囲気にも良い影響が表れた。「従来の新入生といえ、年齢も若く、世の中のことについても理解が乏しく、とくに農村のことが分かつていなかったが、実践経験のある農村青年はこれとは相反する状況が見られ、また彼らは貴重な学習の機会を借しんで、奮闘努力する様子が見られる」というのである。その後、一九九四年には、水利部直轄の高等教育機関でも実践経験のある者を入学させる方法が講じられた。「労働環境の厳しい水利建設の第一線における水利・水力発電の専門人材に対する需要を満たすため」明

確に方向を定めて学生を募集し、卒業後は当該分野へ就職する「定向招生、定向就業」の措置であり、九四年にはまず華北水利水电学院が六〇人の定員で募集することになった。⁽⁹⁷⁾

しかし、一部には市場化の行き過ぎに対する是正措置である「定向招生」さえ悪用して、収入の拡大を図る高等教育機関も現れた。すなわち、所在地内外の経済の発展した地区と協定を結んで当該高等教育機関の共同建設や運営を行う際に際して、「定向招生」の形式を転用し、協定を結んでいる地区において入試の合格点数を下げて学生を入学させており、一部には国が定めた範囲外の機関との間で「定向招生」を行ったり、甚だしい場合には「定向養成費（定向培養費）」と称して金を集めたりしているところがあった。こうした現象に対して、国家教育委員会はさらに通達を出し、これらのやり方の中止を命じた。その後、各高等教育機関は新入生の名簿を国家教育委員会に送付する際に、「定向招生」の範疇で入学させた学生の状況について説明を付記し、国家教育委員会による検査の便宜を図るよう求められたのである。⁽⁹⁸⁾

2. 推薦入学

文革後の大学入学者選抜の基本形態である全国統一入試の部分的代替方法として、上述した「定向招生」の方法に加えて、もう一つの方法が導入された。原語で「保送生」と呼ばれ、生徒の質を保証して大学へ送り込むことを意味する推薦入学の方法である。早くも一九八〇年以降、上海の一部の高等教育機関は高級中学との連携を試行し、「中学によって推薦された徳・知・体のいずれも優秀な新卒者に統一入試を受験させ、各高等教育機関が審査し合否を決定する方法」を採り入れており、一九八三年には江蘇省、福建省でも類似の取り組みが行われるようになっていた。⁽⁹⁹⁾上海、江蘇、福建のこの方法はあくまで「試験を主とし、推薦で補う」ものである。しかし、推薦を加味することにより、「中学は生徒の政治・思想工作を強化することができ、生徒の徳育・知育・体育の全面的発達を促すこと」にとつて有利であり、「一回きりの統一入試で合否を決定してしまう不十分さを克服」できると考えられたのである。

一九八四年一月一八日〜二五日に北京で開かれた全国高等教育機関学生募集会議では、この推薦入学の方法を拡大実施することが検討され、「今年、各省・直轄市・自治区は、党の教育方針を全面的に貫徹し、学校運営思想がしっかりとしたごく僅かな中学を選んで実験を行い、徳・知・体のいずれも優れた少数の高級中学本年度卒業生を推薦して統一入試を受験させ、高等教育機関が審査の上、入学許可することができる」(傍線は引用者)⁹⁵と決定されたのである。八四年には中学からの推薦を受けるにしても、統一入試の受験が義務づけられていたが、翌八五年の全国高等教育機関学生募集会議では、「少数の高等教育機関は、ごく少数の中学が推薦してくる優秀生を試験免除で受け入れる方法を試行する」(傍線は引用者)ことが決まった。

かくして、ごく限られた高等教育機関や高級中学で始まった推薦入学の方法も、八八年に「普通高等教育機関の推薦入学生受け入れに関する暫定規定」が正式公布された時点で、実施校は五二校を数えた。⁹⁶さらに、国家教育委員会は高校学生司副司長によれば、一九九〇年には「全国の約一五〇高等教育機関(そのうち全国範囲で学生募集するところは五二校)が中学からの推薦生徒を受け入れている。その数は毎年数万人にのぼり、高等教育機関と連携し、推薦生を送る資格のある中学は、湖南省、四川省、福建省の三省だけで四〇〇校余りにのぼっている」⁹⁷というように、急速に拡大していったのである。

推薦入学への取り組みの早かった上海市の中でも、とりわけ上海交通大学の改革は先進的なものであった。同大学は九つの省・直轄市の五〇校余りの高級中学と連携し、毎年の新入生募集時に、これらの中学から若干の優秀な卒業生の推薦を受けていた。推薦を受ける範囲は、上海市、江蘇省、浙江省を中心としていたが、あわせて他の六省・直轄市の少数の重点中学も考慮に入れることになっていた。推薦により直接入学させる学生の定員は、新入生募集数の三%前後とした。推薦の対象となる生徒は、省・直轄市のレベルでの数学・物理学力コンクールの入賞者上位三名で、徳、知、体ともに優れ、上海交通大学への出願を希望している者であり、所属の中学からの推薦を受けて、大学側で審査を行った上、入試免除で入学させたのである。

こうして推薦により上海交通大学に入学した学生に関して、入学後の扱いについても、同大学ではいくつかの実験を行っている。すなわち、少数の特別に優秀な学生については、一般の高校三年生が受験準備を行っている時期に繰り上げ入学させ、大学で履修予定の高等数学、普通物理、外国語の三科目を予め履修させ、同時に国語、政治、体育の各科目も学ばせることにした。これらの学生については特別クラスを編成し、低学年では専攻に分けることなく、基礎をしっかりと学習させることに留意した。第一学年では徹底した単位制を実施し、特別に指導教員を配置して、科目選択の仕方を指導した。また、学系や専攻の枠を越えて必修科目を学ぶことができるようにした他、統一入試を経て入学した新入生と一つのクラスに編成し、やはり単位制と個性に応じて教える原則を徹底して実施し、両者の比較研究を行うといったこともなされている。⁸⁶⁾

北京市で一九八五年に推薦入学を実施した北京医科大学の場合、北京市教育局と協議し、五校の重点学校から推薦を受けることになった。四月下旬に高級中学と連絡を取り始め、推薦入学を行う専攻と定員を確定し、五月に大学の教務処が他の関係高等教育機関の責任者とともに高級中学へかけ、推薦入学に出席を希望している生徒の状況について了解し、五月下旬に当該生徒に対する面接を行った。本人の希望と父母の意見を聴取した他、学力試験を実施したが、その内容は英語の短文を朗読させ、知らない単語を尋ねることは許した上で翻訳させるものであった。知力を測定する問題を五題、推理問題を一題といった具合であり、その結果は合否判定の際の参考とした。この他に高級中学のクラス担任や教科担当の教員の話聞くなどして、最終的に一〇名が統一試験免除で推薦されることになった。さらに六月上旬に大学管理者の審査を受け、市の学生募集委員会の承認を経て、正式に入試免除での入学通知書を発行するという手順であった。⁸⁷⁾

これら上海交通大学や北京医科大学の例に見られる推薦入学は、全国統一学力試験に依ることなく知的に優れた学生を見いだす代替的方法である。また、推薦入学の方法は芸術、体育分野の学生に対しても実施されている。系属系大学の付属中等専門学校や省レベルないし中央省庁所管の芸術学校、各地の舞踏芸術学校は少数の優秀な新卒学生を

試験免除で各芸術系高等教育機関に推薦することができる。推薦しうる比率は全卒業生の一〇%以内とすることとされ、入試免除で受け入れる学生の数は当該芸術系高等教育機関の募集総数の一〇%以内とされている。⁽¹⁰⁾

しかし、同じ推薦入学といっても、統一入試では識別しえないかもしれない優れた知性や芸術・体育面での特異な才能を推薦という方法によって発掘しようという考えとは若干ニュアンスの異なるものも行われるようになった。市場化の行き過ぎに対する対抗措置としての推薦制は、ここに明確に見ることができている。上述した一九八四年一月の全国高等教育機関学生募集会議での検討を経て、農業、石炭採掘、教育の各分野の発展に青年が献身するように鼓舞する一環として、四川省、山東省、北京市の一部の高等教育機関では、これらの分野に貢献する意欲があり、徳育・知育・体育の面でいづれも優秀な高級中学新卒者を確保するために、高級中学から推薦された者を当該分野の高等教育機関で学ばせることをこの年から試験的に始めることになったのである。⁽¹¹⁾ 推薦入試の対象分野は「定向招生」と同じく、社会が必要としながら受験生の間では人気のない諸分野に限られていることに注目しなければならない。上述した八八年制定の「普通高等教育機関の推薦入学生受け入れに関する暫定規定」で挙げられた具体的な推薦対象者は、次の三種類であった。すなわち、①「三好学生」⁽¹²⁾や「優秀学生幹部」の中でも、とくに徳・知・体・美および労働教育において一貫して優れた高級中学の当該年度卒業生。②徳・知・体が全面的に発達し、学習成績が優秀で、教育事業に献身することを願うとともに、教職に従事する素質を備えた高級中学および中等師範学校の優秀な当該年度卒業生。③徳・知・体が全面的に発達し、各科目の成績が優良で、国際学力オリンピックのための集団訓練⁽¹³⁾に参加した優秀な高級中学の当該年度卒業生、である。いづれも徳・知・体の全面的に発達を前提としているとはいえ、第一および第三のグループはいわば知的エリート層であるのに対して、第二のグループはそれらとは異なると見ることが可能である。

この第二のタイプである師範系の新入生を受け入れた延安大学の場合、推薦入試の長所、短所が次のように分析されている。⁽¹⁴⁾ まず、試験免除の上で推薦する方法の長所は、①師範系高等教育機関の新入生の入学レベルを上げ、有資

格の教員を育てるのを保証する。②貧困地区、辺境地区の人材養成に有利である。③師範系高等教育機関の在校生の八〇％は考え方が揺らいでいて、自分の専門を愛することができないが、推薦入学の学生、とくに専門の一致した中等師範学校からの推薦学生は、その専門に対する考え方において高級中学新卒の学生やとくに統一入試に合格した学生に比べて、はるかにしつかりしている。④推薦学生の状況を理解するためには、中等学校の教育を把握していなければならぬので、師範系高等教育機関と中等学校との関係を密接にするのに有利である。④徳、知、体、美の全面発達の教育方針にとって有利である、といった点である。

一方、推薦制に伴う次のような問題点も認識されている。すなわち、①推薦学生の受け入れは統一入試の前、高級中学の第三学年後期に行われるが、この時期、とくに省ごとの予備試験から合格発表までの時期は、受験生や父母にとって最も緊張する時期であり、何かの問題が生じたときに処理を誤ると、後に大変な影響を及ぼすことになる。例えば、延安大学では被推薦者に関する事前の調査が十分でなく、後に審査を通じて不合格にしたが、その時期はすでに予備選抜の時期を過ぎており、当該生徒は予備選抜試験を受験できず、受験生および父母からの反発を受けた。なお、この生徒については、後に延安大学が介入し、統一入試を受験することができた。②一部の高級中学に関しては、推薦する生徒に関する資料が完全でなく、なかには虚偽の報告をしてくる学校もある。③高級中学には「進学率の高さを追求する」という考え方から、「最も成績の良い生徒は推薦せずに手許に残して統一入試を受けさせ、二流、三流の生徒」を推薦するという事実がある。④中等師範学校から推薦されてくる生徒は確かにそれぞれの学校の最優秀な生徒であるが、外国語に関しては中等師範では開設されていなかったり、履修していても成績が芳しくなかったりすることが多く、入学後の学習に影響が出る、といった点である。

統一入試の最大の長所は、「点数の前では皆平等」という意味での客観性、透明性、公平性である。推薦制を導入すれば、こうした長所がいくぶん損なわれることは容易に予想されることであり、上記の延安大学による実態分析はその一端を示している。加えて、各高等教育機関が選抜や合否判定における自主権を得たことにより、一部には手続

きの点で不透明な受け入れや推薦入学を増収の手段と考える高等教育機関が現れた。そうした弊害を防止するため、一九九一年以降、高等教育機関が推薦入学の学生に対して送る合格通知書は、省レベルの学生募集事務局が公印を押してはじめて有効となることになった。押印の時期は中学の卒業試験の後、六月中旬以前に実施しなければならないとされている。⁽¹⁶⁾ さらに、一九九六年二月二十八日、国家教育委員会は同年の学生募集に関する通知を出し、その中で、従来推薦入学者の受け入れを許可されていた高等教育機関のうち、上述した「併軌制」を実施していないところについては、推薦入学生の受け入れを暫定的に停止する旨を明らかにした。推薦入学を口実に一般受験生よりも高い入学料や諸経費の徴収を行っていた高等教育機関があつたことを示すものである。推薦入学者の受け入れ許可校の名簿は国家教育委員会が公表することとされ、推薦することを許可された中学については、各省・直轄市・自治区の学生募集委員会が一覧表を公布することになっている。⁽¹⁶⁾ 翌九七年に、国家教育委員会は推薦入学の学生を募集しうる資格のある大学名を改めて公表した。全国範囲で推薦入学生を受け入れる高等教育機関が八七校、省レベルでの受け入れを行う機関が八〇校である。これ以外の高等教育機関は推薦入学を実施することはできない。国家教育委員会は各省・自治区・直轄市の学生募集委員会、関係高等教育機関が「普通高等教育機関推薦入学生受け入れに関する暫定規定」を厳守するよう要求した。推薦入学の手続きが完了した後、各高等教育機関は七月末までに推薦入学者の名簿を国家教育委員会学生司本専科学生募集処に報告しなければならず、これに遅れた場合には推薦入学生の資格が取り消されるところである。⁽¹⁶⁾

このように、推薦入学にも新たな問題が生じ、その有効性に疑問を呈する見方もある。しかし一方で、別の形の推薦も導入されている。一九九一年、中国人民大学の「マルクス主義原理」「中国社会主义建設」の二専攻に限って、それぞれ二五人ずつの定員で、省レベルの「労働模範」、「三八紅旗手」、「新長征突撃手」など省レベル以上の先進的模範青年を所屬機関からの推薦に基づき、一般の受験生とは別枠で選抜することが行われたのである。⁽¹⁶⁾ 対象となる二八歳以下の模範的青年は全国統一入試の文系の試験科目を受験するが、その答案は密封の上で直接中国人民大学に

送られ、通常の合否判定の手続きのように、省レベルの学生募集委員会での検討を経ることなく、同大学が個別に合否判定を行うというものである。これは上記二専攻のように、市場経済化の中では人氣に翳りが見える分野で優秀な人材を集めるための措置と考えられる。この模範的青年を別枠で入学させる方法は、その後さらなる展開が見られた。国家教育委員会、財政部、人事部、労働部が連合で翌九二年の大学入学者選抜に向けて「普通高等教育機関が先進的模範青年を受け入れる試験的活動に関する通知」を出したのである。同通知では、省レベル以上の労働模範、先進工作者などに選ばれたことのある二八歳以下の模範的青年を所属機関からの推薦を踏まえて、各省の学生募集委員会が毎年三〇〇五〇名選び、当該省内の重点中学で一年間にわたって受験準備のための補習授業を受けさせた後、全国統一入試を受験させ、その成績に応じて重点大学や一般の大学ないし専科学校に推薦して入学させるというのである。⁽¹⁰⁾なお、合格基準に達しない者については一年後に元の職場に復帰させると規定されている。これもまた、市場メカニズムのみに依存することへの対抗措置と考えることができよう。

六、市場経済化に依拠しない多様化・自由化措置

一九九九年二月一三日に教育部は「普通高等教育機関の学生募集試験制度改革をさらに深化させることに関する意見」を出した。それによれば、改革の「指導思想」、つまり理念は、①高等教育機関による人材選抜に役立つこと、②中等学校の「素質教育」、つまり受験準備教育でなく、生徒の素質ないし資質の全面発達をめざす教育の実施に役立つこと、③高等教育機関の運営自主権拡大に役立つこと、の三つを終始堅持することである。具体的施策としては、第一に、入試科目の多様化を図り、三年程度の時間をかけて、後述する「三プラスX」の方式を推進する。第二に、試験内容を改革し、受験生の知識量ではなく、能力や素質の測定に重点を置き、出題範囲は中等学校の「教学大綱」(学

習指導要領に相当⁽⁹⁾を遵守するが、それに拘泥することなく、応用力や実践能力を見る問題を増やす。第三に、入試の形式については、現行の一回性の全国統一試験を暫時変更することはないが、年間二回の試験実施を積極的に検討する。第四に、合否判定方法の改革では、コンピュータを利用した判定を実施する、というものであった。⁽¹⁰⁾この方針の下で、以下に述べるような種々の具体的措置や方法が模索されているが、これらは中国社会という特定⁽¹¹⁾の環境の中で市場化との関係の中で生じた変化というよりも、いずれの国や社会でも現れ得る入学試験のテクニカルな面での改善と捉えることができる。

1. 入試科目・問題の多様化

第一の改革措置として導入された「三プラスX」とは、英・数・国の主要三教科に各高等教育機関が指定する特定科目Xを加えたもので学力の測定を行い、従来のように六〜七科目からなる入試を課すことによる受験生の負担の軽減を図つたものである。これは別稿で詳述し、先にも触れたように、省・直轄市・自治区を単位とする「会考」、つまり高級中学の一斉卒業資格試験とセットで実施されてきたものであり、主要三科目の他に二科目を課す「三プラス二」方式をとる省や、主要三科目に他の何か一科目のみを課す省など、数種の形式が見られたのである。Xに相当する科目として、既存の政治、歴史、地理、物理、化学、生物のいずれか一科目が要求される場合もあれば、「文科総合」「理科総合」「文理総合」といった合科的内容の試験を課す省もある。ちなみに、一九九九年に教育部は総合科目および国語、数学、外国語に関して、入試問題を広く社会から公募する試みを行った。⁽¹²⁾所定の手続きに基づいて我が国の大学入試センターに相当する考試中心に寄せられた問題は専門家によつて選別され、入試問題データベースの構築に利用される。また、採択の決まった問題の出題者は当該問題の他所での使用を禁じられ、秘密保持の責任を負わなくてはならなくなるというものである。⁽¹³⁾

いずれにせよ、全国一律に入試科目が決まっていた過去の状態から見れば、多様化の進行を見て取ることができる。

この改革に伴つて教育部の外郭機関である考試中心は、例えば、二〇〇〇年には七セットの入試問題を準備している。すなわち、①全国の多くの省で利用される三プラス二方式の試験問題、②天津、江西の新カリキュラムに対応した三プラス二方式の試験問題、③山西省の新カリキュラムに対応した三プラス二方式の試験問題、④広東省の三プラスX方式による「文理総合」問題とその他の科目の試験問題、⑤浙江省、江蘇省、吉林省の三プラスX方式による「文科総合」「理科総合」問題とその他の科目の試験問題、⑥推薦入学生の総合能力判定の試験問題、⑦北京市および安徽省で実施された、後述する春季入試の試験問題、である。入試科目・問題の多様化の結果、受験実施の日時もかつてのように一律ではなくなり、二〇〇三年の場合、六月七日、八日の二日間で終わる地域から九日、一〇日まで続くところまである。さらに、入試科目・問題の多様化に関連して、省レベルで独自の問題を出题するところも増えてきた。単独入試が最初に導入されたのは上海であり、一九八七年のことであつた。これに次いで二〇〇二年に北京市が単独出題を決め、二〇〇三年には教育部は九省・市に対して単独出題を認可した。二〇〇五年にはさらに三省が加わり、単独出題を行うところは全国の一四省・市に広がつた。初等・中等教育レベルでのカリキュラム改革に伴い、カリキュラム編成における地方分権化に対応した措置であるとされる。但し、上述した総合科目試験は全国共通のものを使い、国語、数学、外国語の三科目を単独出題するところが多い。

2. 英語聴き取りテストの導入

次に、第二の改革措置に関わるものとして、英語の試験に聞き取りテストが導入されることになつた。二〇〇〇年一月、教育部弁公庁は全国各省の学生募集委員会に対して「普通高等教育機関の学生募集統一入試の外国語試験において聞き取り能力テストを次第に加えることに関する通知」を出した。同通知は、大学入試の外国語試験に聞き取りを加えるための全国の過渡的プランに基づき、当該省の実情を勘案して、自省の実施案を制定するよう求めた。同年、教育部の考試中心は聞き取りテストが占める比率の違いにより、三セットの英語の入試問題を準備した。即ち、①聞

き取りテストが英語試験全体の二〇%を占めるもの、②聞き取りテストが英語試験全体の一三%を占めるもの、③聞き取りテストを含まないもの、である。実際の使用状況を見ると、第一に、広東、浙江、江西の三省は二〇%の聞き取りテストを含む試験問題を使ったが、結果として江西省は聞き取りテストの得点を総合点に算入しなかった。第二に、江蘇省は一三%の聞き取りテストを含む試験問題を使った。第三に、河南、吉林、山西など九省は聞き取りテストを含まない問題を使ったが、独自に作成した聞き取りテスト問題を使用した。第四に、残りの各省はまったく聞き取りテストを採り入れなかった。¹⁵⁾

3. 受験機会の複数化

上記改革措置の第三番目である入試の形式については、夏期および春期の二回の入試実施と個別大学による単独選抜がある。受験機会の複数化である。大学入試は夏期の一回限りという長年の慣行を破って、北京市と安徽省で実験的に春期の入試が実施されたのは二〇〇〇年一月であった。北京市では一七五五人の募集定員に対して一一〇〇人の応募があり、結果として三三六人が入学許可された。安徽省では五六七一人の募集計画に対して三万五〇〇〇人近くが応募し、計画を達成した。¹⁶⁾春期入試は翌二〇〇一年には北京市、上海市、安徽省、内蒙古自治区の四省・直轄市・自治区に実施地域が拡大した。¹⁷⁾しかし、数年の実験を経て、春期入試には多くの問題が露呈し、二〇〇五年に関して、安徽省と内蒙古自治区は春期入試を実施しないことを決め、北京市も極めて消極的な姿勢を示すようになっていた。¹⁸⁾複数の受験機会を与えるものとして望ましいはずの春期入試が、受験生にも大学にも中等学校にも不人気な原因は幾つかある。第一に、春期の学生募集を行う高等教育機関にはいわゆる一流校は少なく、専科学校や民営大学であり、しかも募集の行われる専攻も限られている。その根底には、春期入試は「不合格者の受け入れ先」(原語は「落榜生の接收站」といった意識が見え隠れする。第二に、数年来の学生募集定員の大拡張の結果、各校ともすでにハード面での収容能力を超えており、北京市では春期募集校の約半数を占める民営大学の中でも吉利大学のように近年発展

の著しいところは年二回の募集を必要としなくなっている。第三に、受験生の側も春期入試を翌年夏の入試に備えて「練兵」、いわば模擬試験的な位置づけをしている。第四に、春期入学生は独自の進度やカリキュラムで学習することになるため、高等教育機関の教員にとつては限られた数の学生のために授業負担が増え、実験室などの使用スケジュールの調整にも困難をきたす。第五に、二〇〇〇年に四年制の機関・専攻に入学した春期入学生は二〇〇四年春には卒業できるはずであったが、雇用機関でも大学側でも手続きが遅れ、実際に手続きが完了したのは半年遅れの一級下の九月入学生と同時期になったことに見られるように、就職にとつて不利となる場合が少なくない。こうした原因から春期入試の先行きは明るくない。

一方、この入試形式の多様化ないし機会の複数化という点で、とくに一流大学が積極的に取り組んでいるのは個別大学が独自に実施する学生募集（原語は「自主招生」）である。この方式は、二〇〇一年にまず江蘇省の東南大学、南京航空航天大学、南京理工大学の三校に限って試行された。これら三大学は統一入試において同省の合格最低点を越えていた者のうちから、省レベルの科学發明コンクールや学力オリンピックで上位三位以内の入賞者、芸術・体育面で優れた才能を示した者、高級中学在学中の成績が特に優れ、大学入試の三回の模擬試験の平均得点が所属中学の上位三〇位以内で省の重点優秀生と認められた者の中から、独自の判断で自校の合格者を決定する権限を与えられたのである。⁽¹⁹⁾ 翌二〇〇二年は南京大学、河海大学、中国薬科大学がこの試みに参加した。こうした江蘇省での試行を経て、二〇〇三年に教育部は北京大学、清華大学、人民大学など同部直轄の全国二二大学と、省・直轄市・自治区所管の百校近い大学が自主的な学生募集を行う政策を打ち出した。⁽²⁰⁾ 自主的募集を行う教育部直轄の大学は翌二〇〇四年にはさらに六校を加えた二八校となり、翌々年の二〇〇五年には新たに加わった一四校を含めて四二校で実施されることになった。⁽²¹⁾

この自主的募集の方法により、統一入試の方法であれば不合格になっていた優れた才能をもつ学生が救われた事例も報道されている。例えば、黒龍江中医薬大学に合格したある学生の場合、統一入試の合計得点は四〇六点で同省の

合格最低点四一八点には達していなかった。しかし、この学生の家は四代続いた漢方医であり、幼い時から漢方医学に対する関心が強く、大学が独自に実施した筆記試験、面接および技能試験の結果、その知識や実践能力はすでに同大学の鍼灸マッサージ系の学士課程卒業のレベルに達していることが判明し、合格の判定を受けたのである。また、幼い時から文学に関心があり、二年連続で「全国中等学校新概念作文コンクール」で一等を獲得していた受験生は、二〇〇三年度の大学入試で志望校である北京大学の合格最低点五二四点より一三三点低い五二一点（上海版の入試問題による）であり、本来なら不合格となるところであったが、出身高校の推薦と大学による面接試験の結果、北京大学中文系に合格したのである。¹⁶⁾

4. コンピュータによる採点

第四の改革措置に関連して、入試の採点に際してコンピュータが利用されるようになった。中国では入試問題に少なからぬ記述式の問題が含まれ、また人が行う採点であることから、採点者により得点に差が生じる問題は以前から指摘されていた。教育部の専門家が英語試験の答案の採点について抜き取り調査を行った結果、異なる採点者の間で同一答案に対する採点に最大三〇点の差が見られ、さらに驚くべきは、一人の採点者が同一の答案を二回採点したところ、前後で二六点の差が出たケースもあった。¹⁷⁾ この問題への解決策を探るため、考試中心は第九次五か年計画期の研究課題の一つとしてコンピュータを利用した採点方法の開発を行っていたが、一九九九年に広西壮族自治区において入試の英語試験でコンピュータによる採点を実施し、成功を収めた。この結果を受けて、翌二〇〇〇年には六省・自治区で複数の試験科目についてコンピュータ利用の採点方式を導入した。すなわち、広西壮族自治区では英語と国語、雲南省では英語、江西省では推薦入学生のための総合試験の採点にコンピュータを利用したのである。¹⁸⁾

5. 受験制限の緩和

他の国々と比較して中国の大学入試に関する特徴的な慣行は、種々の受験制限条件が設定されていることであつた。そうした制限の一つであり、一九五七年から全国的に実施され、文革期を除いて、二〇〇〇年まではほぼ一貫してとられてきた年齢制限の慣行にも見直しが加えられた。二〇〇〇年度の新入生募集規定には依然として年齢制限が見られる。すなわち、受験可能な「中国公民」の条件として、①憲法および法律を遵守すること、②後期中等教育（原語は「高級中等教育」）卒業あるいは同等の学力、③身体が健康であること、④未婚、年齢は一般に満二五歳を超えないこと、の四点が挙げられ、続けて「特殊な貢献を行った中国公民については、所属する機関からの推薦を受け、省・直轄市・自治区の学生募集委員会による承認を経れば、年齢と未婚・既婚は問わない」と規定されている。

これら四項目の受験可能な条件のうち、「後期中等教育」卒業という表現の微妙なニュアンスには注目しなければならぬ。従来の新入生募集規定では原語で「高中（高級中学）卒業」という表現がとられていたものが、この二〇〇〇年には「高級中等教育」に変わったのである。後期中等教育段階の学校としては、普通教育課程の普通高級中学以外に職業教育課程の中等専門学校、技術労働者学校、職業高級中学があり、これらの卒業生は二年間の就業の後ようやく受験資格が生じていた。しかし、この年以降、これら中等職業学校の新卒者も短期の高等職業教育機関については応募することができるようになったことを示しているのである。

翌二〇〇一年の規定を見ると、応募条件として挙げられたのは、年齢の上限および未婚であることを除いた三項目だけである。入学後の学習効果への悪影響を理由とする年齢や婚姻への制限であるが、上述した高等教育機会の飛躍的な拡張と相俟つて、規制緩和や機会の平等を求める風潮の中で、こうした制限がすでに時代に合わなくなつたとの判断が働いたものと考えられる。但し、身体ないし疾病面での制限は依然として厳格なものがある。二〇〇五年度の大学入試に際して、北京市の玉淵潭中学に設けられた試験会場に、北京市盲学校から受験する二人の生徒のために、特別な試験場が準備されたことが報道された。¹⁷⁾ 視覚障害をもつ者が大学入試の受験を許可されたことが史上初で

あつたからであり、従来まったく配慮されて来なかつたからである。

おわりに

以上、中国で市場経済体制への移行が本格化し始めた時期から今日までの大学入学者選抜をめぐる変化を述べてきた。この間の中国の高等教育進学率を見ると、三ないし四％というエリート段階から一九％（二〇〇四年）というマシ化した段階へと急速な伸びを示してきた。高等教育進学者の増大は常に彼らを選抜する制度上の変更や変動を伴っていた。そうした動きは端的に言えば従来の画一的制度を脱して多様化へ向かうものであり、本文中の「市場経済化に依拠しない自由化・多様化措置」に関する記述で明らかにしたような入試の形式面での変更や受験機会・進学機会の増加を目指し、合理化や技術的洗練をねらつた措置も認められる。しかしながら、市場経済化との関わりに絞つて見れば、①市場化政策がもたらした措置、②市場化を積極的に促すために意図的にとられた措置、③市場化の行き過ぎた結果として現れた特定のマイナスの現象への対抗措置として導入された措置、という三つの側面から捉え直すことが可能である。

すなわち、受益者負担の原則に基づく委託養成学生や自費学生、および現職幹部・教員研修生の受け入れ、さらに従来は無償の高等教育の恩恵を受けてきた一般の学生からも受益者として相応の学費が徴収されることになり、耐久消費財などの購買意欲が鈍る中で消費を促す恰好の手段ないし経済政策の一環として推進された九〇年代末からの入学生員の大拡張は、いずれも高等教育における市場化政策がもたらしたものである。

また、社会の高等教育に対する切実なニーズに敏感に応じ、需要の大きい専攻を増設し、逆に人気のない専攻は縮小するといった設置専攻の改廃や専攻別定員の調整が行われたことは、社会全体としての市場化推進に高等教育が一

役買ったことに他ならない。当然ながら、本稿でその一端を実証したように、人気のある専攻では明らかな入試得点の上昇が起こった。

その一方で、市場メカニズムのみに高等教育の消長をゆだねても、「見えざる手」は必ずしも適切に働かないことも起こる。端的な例は人気専攻分野での「無計画」で過剰な人材育成である。その原因は、とくに市場経済が計画経済からの過渡的な段階にあつて未だ社会に根付いたとは言いがたい状況において、市場の調整作用が十分に働いていないからであると考えられる。こうした行き過ぎへの歯止め措置として、「定向招生」や推薦入学の措置が講じられた。しかし、これらの措置も高等教育への進学者数を抑えるのではなく、あくまで拡張という基本路線の中で行われたものであった。このように完全に市場にゆだねるのではない点に、中国が絶えず主張して止まない「中国の特色をもった社会主義市場経済」が具体的に表れていると見ることも可能である。かくして、市場化が生んだ措置と市場化を促した措置、さらには市場化への對抗措置の、各々の相乗効果によって今日の飛躍的な高等教育進学率の上昇が現実のものになったと結論づけることができよう。

【注】

- (1) 金森久雄、荒憲治郎、森口親司編『経済辞典(第四版)』有斐閣、二〇〇二年、五〇七頁。
- (2) 中島直忠編『日本・中国高等教育と入試―二世紀への課題と展望―』玉川大学出版部、二〇〇〇年、小島麗逸「中国大陸・台湾・香港の高等教育機関への進学情況」大東文化大学国際関係学部現代アジア研究所『Asia 21』2002年、五〇～五九頁、A. Herbert “Examination Hell: The Fourth Chinese Invention to Shake the World Penelope”『名古屋商科大学論集』三七―一、一九九二年、二七五～三〇〇頁、小川佳万「中国の大学入試における『民族平等』論争―延辺朝鮮族自治州を事例として―」『比較教育学研究』二三、一九九七年、八一～九六頁。南部広孝「新入生募集制度改革」黄福涛編『一九九〇年代以降の中国高等教育の改革と課題』(高等教育研究叢書八一)二〇〇五年、八九～九七頁。楠山研「中国における大学入試改革の動向―地方・大学への権限委譲に関する一考察―」『京都

- 大学大学院教育学研究科紀要』第五一号、二〇〇五年、一二八〜一四一頁。王麗燕「中国の大学における入学者の募集と選抜―高等教育制度の階層性と教育機会」、『日中社会学研究』第一三三号、二〇〇五年、二一六〜二三五頁。
- (3) 部分的に受験指南的色彩をもつものとして、張靈舒編『高考謀略庫』花城出版社、一九九九年。何建明『中国高考報告』華夏出版社、二〇〇〇年。上海市教育考试院編『上海高考指南』一九九八年。中国教育報編『二〇〇三年高考資訊』高等教育出版社、二〇〇三年などがある。地方の入試関係機関による研究論文集として、湖北省の考試院が関わった李洪渠・王立編『招生考试論集(一・二)』武漢測繪科技大学出版社、二〇〇〇年もある。
- (4) 例えば、丁小浩・陳良焜「高等教育擴大招生对經濟增長和增加就業的影響分析」、『教育發展研究』二〇〇〇年第二期、一〇二および一〇三頁が代表的である。
- (5) 「全日制高等学校招考新生的規定」、『人民日報』一九八三年三月一七日。
- (6) 「高校管理体制的一項重要改革」、『中国教育報』一九八四年七月七日。『中国教育年鑑一九八二―八四』(湖南教育出版社、一九八六年、一四四頁)では、入学した委託養成学生数は三〇〇〇人となっている。
- (7) 同規則の原語は「高等学校接受委託養成学生的試行弁法」である(上掲『中国教育年鑑一九八二―八四』一四三頁)。
- (8) 「高校管理体制的一項重要改革」、『中国教育報』一九八四年七月七日。
- (9) 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑一九八五―八六』、湖南教育出版社、一九八八年、四三二頁。一九八六年出版の『中国教育年鑑一九八二―八四』では、八五年の委託養成学生は五万九〇〇〇〇人となっている(同書、一四四頁)。
- (10) 何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻一九七六―一九九〇』海南出版社、一九九八年、二二六頁。
- (11) 三線とは毛沢東による造語であり、四川、貴州、雲南、陝西、甘肅、青海、寧夏の七省・自治区の全域もしくは大部分と、山西、河南、湖北、湖南の西部地域を指す。
- (12) 何東昌編、前掲書、二二六―二二七頁。
- (13) 前掲、『全日制高等学校招考新生的規定』。
- (14) 黄辛白「關於今年高校招生計画和招生工作中的幾個問題」、『高教戰線』一九八四年第三期、二二六頁。
- (15) 外文出版社編刊『教育体制的改革に関する中共中央の決定』一九八五年、二〇頁。
- (16) 「九七高校招生大思路——訪国家教委高校学生司司長王熾昌」、『中国教育報』一九九七年三月一九日。

- (17) 「普通高等学校招収自費生暫行規定」何東昌編、前掲書、三〇〇六〜三〇〇七頁。
- (18) 東北大学遼寧分校・程振東「關於進一步完善自費生招生并法的探討」『遼寧高等教育研究』一九九三年第六期、四八〜四九頁。
- (19) 曲貴斌「招生制度的一項重大改革」『海運高教研究』一九九〇年一期、一九九〇年三月、二七〜二八頁。
- (20) 国家教育委員会并公庁編『教育工作文件選編一九八四』人民教育出版社、一九八八年、四四九頁。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 一九八五年に普通高等教育機関の学生募集会議での講演した黄辛白氏は、教育部、中央組織部、国家計画委員会が検討の末、一九八四年に幹部専修科の開設を決めたもので、八四年には四万人余りが入学したと述べている（黄辛白「穩歩發展招生數量 繼續改革招生工作」『高教戰線』一九八五年五期、二〜五頁）。
- (24) 国家教育委員会并公庁編『教育工作文件選編一九八五』人民教育出版社、一九八七年、四三四頁。
- (25) 同上。
- (26) 劉忠徳「重視宏觀控制 嚴肅計畫管理」『高教戰線』一九八六年四期、五〜九頁。筆者は国家教育委員会の副主任であり、本論は八六年二月の全国高等教育機関学生募集計畫會議での發言の内容を記録したものである。
- (27) 国家教育委員会并公庁編『教育工作文件選編一九八五』人民教育出版社、一九八七年、四三四頁。
- (28) 「高校招生 增長速度要適當」『人民日報』一九九四年四月七日。
- (29) 中国の教育費の内訳は「事業費」（我が国でいう人件費を含む「消費的支出」の全てと「資本的支出」のうち土地費、建物費を除いた部分の合計）と「基本建設費」（我が国でいう「資本的支出」のうち土地費と建物費のみ）に大別され、「事業費」がさらに「人員費」とそれ以外の「公用費」に分けられる。ちなみに、「事業費」の範疇に入る費目には、①教職員への給与、②暖房費補助・ボーナス、通勤手当など各種の給与補助、③主要な副食品の価格に基づく補助、④退職金、葬儀費・遺族補助費など教職員の福利厚生費、⑤休職・退職教職員に関わる費用、⑥学生への補助である奨学金や「人民助学金」、⑦事務費・光熱水料など「公務費」、⑧設備・備品費、⑨修繕費、⑩教育・研究に直接関わる「業務費」、⑪外国人教員のための諸経費を含む「その他の経費」、⑫附属幼稚園・託児所など「差

- 額予算管理単位」と呼ばれる機関への補助、の二費目が設けられている（庄瑞澄編『高等学校会計』高等教育出版社、一九九〇年、一一〇～一一六頁）。
- (30) 「九七高校招生大思路…訪国家教委高校学生司司長王熾昌」、『中国教育報』一九九七年三月一九日。
- (31) 劉忠徳、前掲論文、八頁。
- (32) 趙亮宏「治理招生環境促進招生改革」、『中国高等教育』一九九〇年第二期、一五～一七頁（筆者は国家教育委員会高校学生司副司長）。
- (33) 国家教育委員会高校学生司・中国高等教育学会高校招生研究会編『一九九二年普通高等学校招生年鑑』人民教育出版社、一九九三年、一六〇～一六一頁。
- (34) 同上書、一六〇頁。
- (35) 中国考試中心から提供を受けた一九九五年度のデータでは、山東省の受験生は二〇万八二〇人であり、河南省の一八万四六四〇人、四川省の一六万一九九七人など、人口の多さで上位を占める各省の中でも最多である。他方、人口の少ない直轄市や省の場合、同年の受験者数は北京市二万七三六五人、甘肅省七万一七四人である。
- (36) 各省・市の高級中学卒業生数は『中国教育統計年鑑一九八九年版』一一七頁、大学入試合格者数は国家教育委員会高校学生司・中国高等教育学会高校招生研究会編『一九八九年普通高等学校招生年鑑』人民教育出版社、一九九〇年、一七〇～一七三頁によった。
- (37) 山東省地方史誌編纂委員会編『山東年鑑一九九三』山東年鑑社、一九九三年、五七八頁。
- (38) 中央の国家教育委員会高校学生司が集計した統計では、山東省における九二年の入学者総数は六万四八三七人となっている。
- (39) 山東省地方史誌編纂委員会編、前掲書、五七八頁。本資料の入手に当たっては、劉国彬氏を煩わした。付記して謝意を表したい。
- (40) 同上。なお、『中国教育事業統計年鑑一九九二年版』では、山東省の九二年の受け入れ数と在校生数は五万七七八八人および一三万一八八人であり、それぞれ約五〇〇人と二万人弱の差があるというように、統計の厳密性、正確性には疑問が残る。例えば、前掲の『一九八九年普通高等学校招生年鑑』には、「各省・直轄市・自治区の統計方法は

必ずしも一致しておらず、表中の数字にはいくぶん誤差があり、参考に供するのみである」(傍線は引用者)との注意書きがある(同書、一七〇〜一七一頁)。

- (41) 『中国教育報』一九八九年五月一日。
- (42) 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑一九九五年』人民教育出版社、一九九五年、一九九頁。
- (43) 同上。
- (44) 「九七高校招生大思路——訪國家教委高校學生司司長王熾昌」、『中国教育報』一九九七年三月一九日。
- (45) 鄭挺、蕭慶璋、陸勤「上海高校招生制度改革の調査報告」、『上海高教研究』一九九三年第四期、三〇〜四〇頁。
- (46) 才宗文「正確看待教育收費」、『中国教育報』一九九七年八月五日。
- (47) 「本市高等學費今年要漲」(<http://www.edu.cn/20010101/2488.shtml> (二〇〇四年一月三〇日アクセス))。
- (48) 中華人民共和國國家統計局編『中國統計年鑑二〇〇二』中國統計出版社、二〇〇二年、三三二〇および三四二頁。
- (49) 原語は「關於二〇〇〇年高等學校招生收費工作若干意見的通知」である(何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻一九九八〜二〇〇二』海南出版社、二〇〇三年、六一七〜六一九頁)。
- (50) 日常的運營費は、教育および管理に支出する事務費、設備購入費、修繕費、定員内教職員の經費や休職・退職人員の經費など正常な機關運營費を含み、災害による損失、事故、大學が運營する企業など非正常な支出や福利厚生生活動のアウトソーシングに伴う一切のサービスの支出は含まない。
- (51) 二五%に達していない機關は學費値上げを行うことができ、芸術系の機關や專攻、高等技術學院の學費は日常的運營費より幾分高めでもよいとされている。
- (52) 「高校學生新貸款制度將建立」、『中国教育報』一九九七年一〇月三日。
- (53) 同上。「經濟的に特に貧しい學生」を指して、原語では「特困生」と称する。遼寧省の場合、貧しい家庭への補助を目的とする基金を意味する「寒窓基金」を一九九七年に設け、入学前に一〇〇〇〜三〇〇〇元を學生に貸付け、入学に必要な經費に充て、原則として卒業後二年以内に返還するというものである。また、他省の大學に進学し、卒業後に遼寧省に戻り、農村での仕事に就く者については返還免除の措置がとられることになっている(「政府設寒窓基金 助特困生邁入校門」、『中国教育報』一九九七年三月二二日)。

- (54) 張真弼「特困生資助体系亟待完善」『中国教育報』一九九七年一月二三日。
- (55) 「各地想方設法資助特困生」『中国教育報』一九九七年九月二七日。
- (56) 「國家教委弁公庁關於重申高校在校學生不得參與營銷活動的通知」何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻一九九一—一九九七』河南出版社、一九九八年、四一三五頁。
- (57) 國家統計局編『中國人口統計年鑑一九九四年版』中國統計出版社、一九九四年、一五八頁。
- (58) 教育部發展規劃司「教育統計報告（二〇〇三年二月二七日）」二頁。こゝでの高等教育在籍者には、大学院生、全日制高等教育機関在籍者、軍閥係高等教育機関在籍者、高等教育學歷認定試験合格者、テレビ大学登録視聴者、高等教育独学試験合格者が含まれる。
- (59) 「面向二二世紀教育振興行動計画」『光明日報』一九九九年二月二五日。
- (60) 中華人民共和國教育部編刊『全國教育事業第十個五年計画』二〇〇一年、二および一一頁
- (61) 「朱鎔基總理在第三次全國教育工作會議上的講話」（『中国教育年鑑二〇〇〇年版』一二頁）『中国教育報』一九九九年六月二一日。
- (62) 李守信「中国高等学校招啓示録」『中国高等教育』二〇〇一年第一八期、一三三頁。
- (63) 同上、二三—二四頁。
- (64) <http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info/067.htm>（二〇〇五年九月五日アクセス）。
- (65) 周濟「歴史性跨越」『中国教育報』二〇〇二年七月二一日。
- (66) 李守信、前掲論文、二四頁。
- (67) 丁小浩・陳良焜、前掲論文、一一および一二頁。
- (68) 「二〇〇〇年全国教育經費執行情況統計公告」『中国教育報』二〇〇一年二月三二日。
- (69) 上海市教科院發展研究中心編刊『中国高等教育招三年大盤点』二〇〇二年八月、二〇頁。
- (70) 中華人民共和國國家統計局編、前掲『中国統計年鑑』各年版の当該数字による。
- (71) 國務院弁公庁「關於做好二〇〇三年普通高等學校畢業生就業工作的通知」。
- (72) 中国教育年鑑編輯部編『中国教育年鑑二〇〇三年』人民教育出版社、二〇〇三年、一二二頁。

- (73) 商江「關於大學畢業生就業形成的議論」[http://www.qglt.com/bbs/ReadFile?whichfile=21864 & typeid=43](http://www.qglt.com/bbs/ReadFile?whichfile=21864&typeid=43)
(二〇〇五年一月一日アクセス)。
- (74) 同上。
- (75) 中華人民共和國國家教育委員會計畫建設司編『中國高等教育大全(第二版)』高等教育出版社、一九九四年、一二九〜一五〇頁。なお、鄭挺、蕭慶璋、陸勤「上海高校招生制度改革調查報告」(『上海高教研究』一九九三年第四期、三二頁)では、國際金融專攻を設置した機関として挙げられているのは「財大、國商、金融專科の他、…華東師大、交大、工大、機院、復旦、」(傍線は引用者)と記述されている。これらのうち「國商」と略称しうる機関は、この時点では存在しない。しかし、上海財經大學が建国初期まで国立上海商学院と呼ばれており、誤記である可能性が高い。また、同論文では取り上げられていないが、『中國高等教育大全(第二版)』によって、上海大學にも國際金融專攻があつたことを確認しうる。
- (76) 同上。
- (77) 中華人民共和國國家教育委員會計畫建設司編『中國教育事業統計年鑑』人民教育出版社、一九九三年、一一四頁。管理学が教育部編の『中國教育事業統計年鑑』に掲載されるようになるのは二〇〇一年以降であるが、同年の管理学関係の專攻設置数は延べ四九八一の多数にのぼっている。管理学には不動産經營管理、國際企業管理、投資經濟市場經營・販売、會計学といった人気專攻が含まれる。
- (78) 「前言」中華人民共和國教育部高等教育局編『中國普通高等學校本科專業設置大全(一九九九年版)』高等教育出版社、頁数記載なし。
- (79) 中國紡績大學・范玲爾「析考生心態對高校招生的影響」『上海高教研究』一九九五年第三期、四五〜四六頁。
- (80) 「普通高等學校招生暫行條例」國家教育委員會高校學生司・高等學校招生研究會編『一九八九年普通高等學校招生工作年鑑』人民教育出版社、一九九〇年、七頁。ちなみに、一九八三年の「全日制高等學校教育機關新入生募集規定」によれば、入試科目は八九年と同様であるが、理系の生物が七〇点ではなく五〇点満点であるため、全科目満点の場合、文系六四〇点、理系六九〇点であった。
- (82) 会考の導入については、拙稿「中國の高校卒業試験と大學入試改革」『後期中等教育の史的展開と政策課題に関する

- 総合的比較研究』(平成二・三・四年度科学研究費研究成果報告書) 国立教育研究所、平成五年三月、二六七～二七八頁。なお、全国に先駆けて一斉卒業試験を始めた上海であったが、同市の高校はカリキュラム改革によつて、一部の学校が新しい教科書を使うようになっており、上海市全体を範囲とする一斉卒業試験を統一的行うことが難しくなったことから、各区が独自に実施することになった。実際のところ、すでに二〇〇三年から区ごとに卒業試験を実施してきており、各区の状況は異なっている。しかし、今後また変動があることも予想され、流動的である。
- (83) 「關於在普通高中畢業會考基礎上高考試科目設置的意見」(一九九二年七月六日) 國家教育委員會高校學生司・高等學校招生研究會編『一九九二年普通高等學校招生工作年鑑』人民教育出版社、一九九三年、七四頁。
- (84) 一九九三年度の統一入試問題は國家教育委員會考試中心『中國考試』一九九四年第二期、三〇七八頁に解説とともに採録されている。
- (85) 中國教育年鑑編輯部編『中國教育年鑑一九八二—一九八四』湖南教育出版社、一九八四年、一四三頁。
- (86) 「關於一九八三年全國日制高等學校招生工作會議的報告」楊學為編『高考文獻・下一九九七—一九九九』高等教育出版社、二〇〇三年、一七〇頁。
- (87) 宋葆初「實行定向招生為農村培養人材」、『人民日報』一九八三年六月二八日。
- (88) 「二九所農業院校招收農民入學」、『人民日報』一九九〇年一月二二日。
- (89) 肖行「關於部分高校試招有實踐經驗學生的思考」、『中國高等教育』一九八九年二期、二四〇～二五頁。
- (90) 前掲「二九所農業院校招收農民入學」、『人民日報』一九九〇年一月二二日。
- (91) 「水利部直屬普通高等學校招收有實踐經驗人員的暫行辦法」楊學為編、前掲書、五一八～五二二頁。
- (92) 「嚴格定向招生、保確併軌改革」、『中國教育法』一九九七年五月二七日。
- (93) 教育部「關於一九八四年全國普通高等學校招生會議的報告」楊學為編、前掲書、一九三頁。
- (94) 同上。
- (95) 「關於一九八五年普通高等學校招生會議的報告」楊學為編、前掲書、二二二頁。
- (96) 「國家教委關於印發『普通高等學校招收保送生的暫行規定』的通知」(一九八八年二月二日) 何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻一九七六—一九九〇』、海南出版社、一九九八年、二七〇八頁。

- (97) 趙亮宏「治理招生環境促進招生改革」『中国高等教育』一九九〇年第二期、一五〜一七頁。
- (98) 「上海交通大学改革招生工作的意見」、『上海交大的教育改革(統編)』上海交通大学出版社、一九九八年、八九〜九〇頁。
- (99) 鄭鴻模「对高等学校試行招收保送生的管見」、『医学教育』一九八六年第二期、一〜三頁。
- (100) 「關於高等芸術院校(系科) 招生工作暫行規定的補充意見」楊学為編、前掲書、五二二頁。
- (101) 教育部「關於一九八四年全国普通高等学校招生會議的報告」楊学為編、前掲書、一九三頁。
- (102) 「身体好、學習好、工作好」、すなわち、健康で、学業成績もよく、学業以外の種々の活動も立派にこなす、三拍子揃った優等生を意味する。
- (103) 数学、物理学、化学など各分野の学力の高さを競う国際オリンピックに国を代表して参加する選手を育てるため、中国では組織的訓練システムが構築された。詳しくは拙稿「中国の知的エリート養成における学校外教育の役割——オリンピック学校に関する一考察」、『学校と地域社会の連携に関する国際比較研究・中間報告書II』国立教育研究所、一九九八年、三三三〜三四〇頁を参照。
- (104) 劉建徳「談談招收保送生的利弊」、『高等教育研究』延安大学高等教育研究室、一九八八年第一期、一九八八年六月、七〜九頁。
- (105) 「国家教育委員会關於一九九一年普通高等学校招生工作的通知」(一九九一年三月二二日) 楊学為編、前掲書、四六七頁。
- (106) 「国家教育委員会一九九六年普通高等学校招生工作的通知」(一九九六年二月二八日) 楊学為編、前掲書、五五五頁。
- (107) 「招收保送生大学名單公布」、『中国教育報』一九九七年五月九日。
- (108) 「国家教育委員会關於在中国人民大学招收先進模範青年試点工作的通知」(一九九一年五月二四日) 楊学為編、前掲書、四七二頁。
- (109) 「国家教育委員会、財政部、人事部、労働部關於在普通高等学校招收先進模範青年試点工作的通知」(一九九一年九月一六日) および「国家教育委員会關於一九九二年部分普通高等学校試驗招收先進模範青年的實施意見」楊学為編、前掲書、四八一〜四八二頁および四八八〜四九〇頁。彼らを受け入れるのは、嚆矢となった中国人民大学の他、北京師範大学、天津大学、浙江大学、四川大学、華東師範大学、上海交通大学、武漢大学、華東政法大学、石油大学、

中南工業大学、東北財經大學、中国紡績大學、上海工業大學、上海師範大學の各校である。

- (110) 「教育部關於進一步深化普通高等學校招生考試制度改革的意思見」何東昌編『中華人民共和國重要教育文獻一九九八—二〇〇二』海南出版社、二〇〇三年、一三三—一三三頁。
- (111) 「教育部決定向社会征集高考試題」『中国教育報』一九九九年三月二日。
- (112) 「請您出道高考試題」『中国教育報』一九九九年三月三日。
- (113) 『中国教育年鑑二〇〇一年版』二四六頁。
- (114) 「二〇〇三年全國高考試時間安排」(<http://www.cer.net/article/20030326/3080818.shtml>) (二〇〇四年一月二五日アクセス)。
- (115) 『中国教育年鑑二〇〇一年版』二四七頁。
- (116) 同上、二〇四頁。
- (117) 『中国教育年鑑二〇〇二年版』二一六頁。
- (118) http://education.163.com/edu2004/edior_2004/gaokao/041129/041129_166917.html (二〇〇五年六月五日アクセス)。
- (119) 「高考試態…江蘇又有三高校自主招生」『中国青年報』二〇〇二年六月一七日。
- (120) 同上。
- (121) 「高校自主招生改變特長生命運」(http://www.gd.xinhuanet.com/edu/2003-09/06/content_910773.htm)。(二〇〇五年六月六日アクセス)
- (122) 二〇〇三年の自主的募集の実施校は、北京大學、中国人民大学、清華大學、北京師範大學、中国政法大學、復旦大學、同濟大學、上海交通大學、華東理工大學、華東師範大學、南京大學、東南大學、南京航空航大、南京理工大學、河海大學、中国藥科大學、南京農業大學、浙江大學、重慶大學、中山大學、中国科學技術大學、華中科技大學である。二〇〇四年の追加校は、西安交通大學、大連理工大學、東北大學、武漢大學、華中師範大學、華南理工大學である。二〇〇五年の追加校は、北京郵電大學、北京交通大學、北京林業大學、北京科技大學、天津大學、南開大學、山東大學、廈門大學、東北師範大學、湖南大學、中南大學、四川大學、西安電子科技大學、電子科技大學である。

- (123) <http://www.gxnews.com.cn/news/20050207/jywjxx/101551.htm> (二〇〇五年六月六日アクセス)。
- (124) 「高校自主招生誰享『優惠』?」(<http://www.china-school.net/gzxx/200429100925.htm>)。(二〇〇五年六月六日アクセス)
- (125) 『高考網上閱卷』(http://31371.com/Article_Show.asp?ArticleID=134) (二〇〇五年五月二一日アクセス)。
- (126) 『中国教育年鑑二〇〇一年版』二四七頁。
- (127) 專攻により視力・聴力・四肢の能力に関して高度な要求が設定される以外に、一般的に受験生に対する身体的な制限項目として、心臓病、過度に高いあるいは低い血圧、気管支喘息、慢性肝炎、慢性腎炎、各種の悪性腫瘤、糖尿病など内分泌系統の疾病、片肺切除、緑内障、両上肢ないし両下肢の機能不全など、相当に広範な疾患が応募できない条件に含まれている(教育部「普通高等学校招生体检標準」楊学為編、前掲書、六三一〜六三五頁)。
- (127) 「八〇〇万考生今日步入考場」『中国教育報』二〇〇五年六月七日。